

刑事司法を持続可能にするのは何か？ ——ノルウェーと日本の対話——

新 倉 修

2012年6月1日（金曜日）に、新築なった本学17号館6階「本多庸一記念国際会議場」のこけら落としイベントとして、ノルウェー王国大使館と青山学院大学との共催で「刑事司法を持続可能にするのは何か？——ノルウェーと日本の対話——」と題するシンポジウムが開かれた。ノルウェーでは、2011年7月22日に、オスロ市内及び近郊のウトヤ島において、77名が殺害される「テロ事件」が発生し、犯人は、移民とりわけイスラム圏からの移民や難民によって汚されるノルウェーの純粋な血を防衛する目的だったと、犯行の動機を語った。他方、日本では、1994年6月28日に松本サリン事件が発生し、翌年3月20日には地下鉄サリン事件が発生した。それらの事件は、ともに甚大な被害と衝撃を与えるものであった。しかし、それらの犯罪に対する対応には、大きな違いがあった。ノルウェーでは死刑の復活を求める声はほとんどないのに対して、日本では死刑の存続を望む意見が多いのである。そこで、両国のこのような違いを踏まえて、「持続可能な刑事司法」とはいかなるものであるべきか、そこにおいて死刑はいかなる位置を占めるべきかという課題を設定して、討論することになったのである。シンポジウムを提案してくださったノルウェー王国大使館と、その提案を受け止め、共同主催者として会場を提供してくださった青山学院大学に対して、心から謝意を表したい。

この種の企画は様々に行われているが、記録を残し、公表することが重要であるにもかかわらず、そのような例は必ずしも多くはない。そこで我々は、同時通訳を介して進行したシンポジウムについて、英語録音とも比較しながら日本語録音を反訳し、枝葉を除いて公表することにした。反訳には、本研究科を修了された前口千尋氏（法務博士）を煩わせた。前口氏の反訳に対する編集は私が行った。また、本誌への掲載を勧めてくださった青山学院大学法務研究学会運営委員（本誌編集委員長）・宮澤節生教授に対して、感謝申し上げる。

プログラム構成 (敬称略)。

＊

13:00～ オープニング・セッション

イントロダクション 新倉修 (法務研究科教授)

挨拶 アルネ・ウォルター (駐日ノルウェー王国大使) / 仙波憲一 (青山学院大学学長)

シンポジウム企画説明 リル・シェルディン (オスロ大学・ノルウェー社会科学研究所主任研究員)

13:45～ セッション1 「司法制度の持続可能性を試す極度の暴力への反応」

司会 宮澤節生 (法務研究科教授)

基調講演

クヌート・ストールベルグ (ノルウェー元法務大臣) 「7月22日への反応——持続か, 変化か? ——ノルウェーの場合」

デイヴィッド・ジョンソン (ハワイ大学マノア校教授) 「サリン事件への反応——持続か, 変化か? ——日本の場合」

コメント: 杉浦正健 (元法務大臣)

14:45～ セッション2: 持続可能性の基礎となる効率的で公正な犯罪捜査

アスビョルン・ラクレヴ (ノルウェー警察警視正) 「ノルウェーにおいて効率性と人権の適切な保護とを結合することは可能か」

指宿信 (成城大学教授) 「冤罪をいかに解体するか? ——体系的・実務的アプローチ」

15:45～ セッション3: 死刑は刑事司法制度内部から見て道徳的に持続可能か

イーヴェル・ヒュイットフェルト (ノルウェー控訴裁判所判事) 「ノルウェーの判事, 元検事にして元刑務所長——死刑がないことを惜しむか? 」

木谷明 (元判事, 元法政大学教授, 弁護士) 「日本の裁判官の目から見て, 死刑は未来の日本にあるべきものか? 」

ヴィーダル・ハルヴォルセン (オスロ大学法学部犯罪学・法社会学科准教授) 「死刑は道徳的に持続可能か? 」

16:45～ セッション4: 日本およびグローバルな視点から見た日本の刑事司法制度

浜井浩一 (龍谷大学大学院法務研究科教授) 「日本社会のコンテクストにおける死刑, 犯罪への恐怖, そして司法への信頼」

デイヴィッド・ジョンソン (前出) 「日本を地域的およびグローバルなコンテクストで見たとき, 死刑は持続可能か? 」

17:25～ パネルセッション

元法務大臣による特別パネル：クヌート・ストールベルグ、平岡秀夫（元法務大臣）、杉浦正健

閉会基調講演：ビル・リチャードソン（元アメリカ国連大使，元ニューメキシコ州知事）「変化の速度」

おわりに：リル・シェルディン，新倉修，宮澤節生

＊

反訳を踏まえた要約

オープニング・セッションでのアルネ・ウォルター駐日ノルウェー王国大使と仙波憲一青山学院大学学長の挨拶と講演者の紹介は割愛するが，それぞれ両国の歴史にふれ，シンポジウムの意義を格調高く揚言するものであった。リル・シェルディン（オスロ大学・ノルウェー社会科学研究所主任研究員）は，企画の趣旨について，「むごいことが起こるとどのように感じるのか。それについてどう何を学ぶのかどうするのか。社会がどのように反応したか，それを学び，私たち自身について学ぶ」ことと述べた。

セッション 1 法制度の持続可能性を試す極度の暴力への反応

クヌート・ストールベルグ（国会議員・元法務大臣）「7月22日への反応 継続か，変化か？ノルウェーの場合」

（爆破によって破壊されたオスロ市内の写真を示して）これが私のオフィスでした。ノルウェーでは死刑はございません。ふつうの犯罪に対する最後の処刑は1876年で，戦争犯罪者に対する死刑執行が1948年にあった。法的にも，戦時における犯罪に対する死刑は1979年に廃止された。平時における犯罪に対する死刑は1902年に廃止された。

昨年，2011年7月22日に凶悪な事件が起きました。ノルウェーではおそらく第二次世界大戦以降もっとも凶悪な犯罪行為を体験した。77人が命を奪われました。この残虐行為は午後3時25分過ぎ，そして午後6時半過ぎに発生した。一人のノルウェー人の男性が大型の爆弾を積んだ車をこの17階建てのビルのちょうど外側に停めた。

首相の執務室が最上階にあり，司法省もこの建物の中にあり，私自身が法務大臣でした。6年ほど私はこの執務室で仕事をしていました。跡形なく破壊されてしまいました。

8人がこのビルの中で命を落とした。そのうち4人はこの法務省で私と一緒に働いていたスタッフでした。その直後，犯人は警察官の格好をしてウトヤ島に向かいました。ここで労働党青年部の伝統的なサマーキャンプが開かれていました。600人を超える若者が集まっていた。彼は，14歳の少年も含む69人の若者を撃ち殺した。彼は取り押さえ

られ、ウトヤ島で警察に逮捕され、10週間続くと言われる公判がいまオスロで行われています。

ウトヤ島です。素晴らしい場所です。若者が時を過ごすには素晴らしい場所でした。この労働党運動に関わる人たちは、夏を過ごして、民主主義の学校として使っていた。この男性はインターネットを使って、あるマニフェストを拡散してきました。この中で犯罪への動機とされるものが説明されています。おおむね彼の議論というのは極右の反多元文化主義あるいは反イスラム主義あるいは反移民のイデオロギーに立脚しています。この男性の見解によると、労働党と政府は責任がある、それはノルウェーが破壊されている、その破壊の源となるものは異なる国籍や文化的背景を持って人々がノルウェーに押し寄せ、そしてノルウェーを破壊しようとしているという主張を展開していた。

(被害者の) ベンディック (17歳) のことを話しましょう。政治家志望でした。夏休みのアルバイトとして法務省で働けることを誇りに思っていた。私も彼に会いました。ベンディックは法務大臣になりたいと言っていた。もちろん私も彼にはそういったチャンスもあったと思います。この昨年の夏休みはたった2日しか休みをとろうとしませんでした。このウトヤ島でのサマーキャンプに参加した。オフィスが破壊されても彼がそこにいなかったのです、お母様はほっと思っていたのです。ウトヤ島にいたわけですから。しかしものの数時間後、お母様は、そして私もそうですが、知らせを受け取りました。彼が無残にも銃殺された。こういった行いにノルウェーは恐怖に打たれました。国民が一つにまとまりました。首相です。私も背後に写っておりますけれども、首相が労働党青年部の方々と一緒にいる写真です。ウトヤ島の事件を受けての夕方の写真です。国中の人々が家族や友人、或いは被害者に同情し、彼らを気遣う気持ちで一つにまとまりました。この被害者について大きな注目が集まり、私に取り上げられましたが、同時に犯人の背景にも注目が集まり、そしてノルウェー、われわれは国全体としてこのようなことがまた起きることを防止できるのか、対応できるのかということにも注目が集まりました。われわれはひとつになったわけです。

私はビリヤー・ハンセンという重傷を負った18歳の青年 (今では私の良い友人ですが) をウルベル病院に訪ねました。ウトヤ島での残虐行為があってから数日後でした。彼は頭部、腹部、腕を撃たれましたが、なんとか一命は取り留めた。あまりいい状態ではなかったのですが、彼の第一声はこうでした。「クヌートさん、いい人たちがたくさんいるんですね。」病院を後にした私は本当に物思いに沈んでいました。ビリヤーの状態をフォローしました。復讐や憎悪や報復に囚われると、彼は一生を台無しにしてしまうと思いました。でもこれは彼だけではないのです。

こういった若者から多くのことを学びました。人々が結集することができるという素晴らしい例をみてきた。何千人という人が教会や広場に集まり、バラを手に追悼式に参列した。こんなことは前にはありません。連帯のために、平和のために犠牲者への哀悼の念から皆そうした。7月22日の夕刻、ストルテンベルグ首相は事件後、最初の記者会見でこう言いました。「このような行為に対し私たちは一層の民主主義と開放性で臨まなければならない。しかしナイーブになってはいけない」と。公判の間、4万人の子供や大人がバラを手にデモを行いました。そしてノルウェー語でポピュラーソングである「my rainbow race／虹の民」を歌いました。ノルウェーではこの7月22日の出来事につながりがあると感じているようです。私も法務大臣としてそうでした。惨劇の日から去年11月、私が政府の任務を退いた時までです。親しい人たち、よく知っている人たちを亡くした人たちも数多くいます。われわれのオフィスは爆弾の被害にあいました。多くの人が愛する人、近しい人を亡くしました。600人を超える若者たちが虐殺のさなかにあいました。不安と恐怖が掻き立てられました。しかし同時に、暖かさや思いやりももたらされた。若者たちは何度も何度も同じものに回帰してきました。それはつまり司法制度に対する信頼です。裁判所が刑を、判決を下さなければならないのです。刑罰とか懲罰はやり直しがききません。われわれは、途中でルールを変えたりしないのです。最短刑期と最高刑期に関して、あるいはその刑、服役に関して、また違う異なる形の懲罰に関して私たちが話しあいであってきいたアプローチというのは、何か攻撃が起こったあとでやり方、ルールを変えるということではありませんでした。ノルウェーにおいてこれは遡及的ではありません。われわれは威厳をもって行動しなければいけません。公判の最中もそうです。それに関わる人たちが皆大きな威厳をもった行動をとっています。刑罰が果たして緩過ぎるのかあるいは効いていないとか、効果がないという議論はほとんど起きていません。むしろ議論の中心は、そもそもどうやったらこんな行為を食い止めることができたのかということでした。何がこの犯人の前半生においてうまくいかなかったのでしょうか。中には激しやすいブロガーやコメンテーターもいて、死刑執行されるべきだという声も聞かれました。しかしそういった見解はそれ以上政治家や政党や警察、検察から取りあわれまませんでした。このような見解を支持するのは非常に少数派です。ノルウェーの司法制度の重要な側面は、普通の人間が裁判員として裁判に参加するということです。

数週間前に訴訟手続が始まりましたが、この写真は昨年7月23日、翌日にこういった裁判員の一人が自分のフェイスブックに犯人は死刑が相当であるとのコメントを残したことがわかりました。このために裁判員を解任されました。彼のコメントはノルウェー人国民の代表的な見解とは言われませんし、彼自身も後に自分のしたコメントに

悔やみました。これはやはり渦中でなされた発言だったのです。

ノルウェーの司法システムは、事件の双方の言い分を聞くということ、法の支配、人道主義に立脚しています。実刑の最長は21年です。そしてテロリズムに関しては30年ですが、刑法に追加されたもので、昨年7月の重大事件の前に既に可決されており、まだ発効していません。去年の残虐行為の犯人は最大でも21年の服役にしかならない。もし裁判所がこの人物が累犯なる可能性があると考えるのであれば、21年を超える刑に処せられる可能性もあります。あるいは、終身刑になるかもしれません。もしその再審理が頻繁に行われるのであればです。もし刑事責任がないと看做されれば、禁錮刑には処せられず精神医学的な治療の対象になるでしょう。現在この被告人には公選の弁護人が4人ついています。何人かの精神科の専門家が鑑定を実施しました。そして結果に関してはまだ一致をみていません。この問題にどんな結論を下すのかは裁判所の責任になります。

ノルウェーでは刑務所の水準を改善するための投資をかなり行っております。服役中、受刑者は教育を受け、職業訓練を受け、薬物乱用治療を受け、そして家族と会うことができます。もう少し軽微な罪に処されている者に関しては、調停委員会の・・・テーブルを活用したり、コミュニティサービスを行ったり、若い犯罪者に対しては刑務所に収容しない形をとり、そして電子タグをつけて在宅観察を受け、そして更生施設への収容を行います。ノルウェーの人口500万人に対して、服役者は3500名おりますが、その多くは90日未満の刑期です。われわれの大きな課題は、満期釈放後、どのように最善の手助けができるかということです。制度の持続可能性といったものがここに示されている。死刑といったものは必要ありません。ノルウェーのどの政党も望んではおりません。死刑に対するこのような対応や態度の持続可能性は、どのように説明できるのでしょうか。まず国民が制度と刑法に絶大な信頼、信念、信頼をおいている。法改正には国会の過半数の承認、コンセンサスを必要とします。死刑という刑罰は遡及しません。誤った判断または申し立てがもしあったなら、この信頼というものが急速に衰えてしまいます。人々が真に信頼しているなら、刑罰を与えることがもっとも効果的であると考えています。

2つ目のポイントですが、刑罰は機能すると考えております。近年、再犯、累犯者の数は減少しております。累犯率は、代替的刑罰による場合には、20%程度と極めて低い。この多くの部分が福祉サービスの改善、概ね一律な生活水準、少ない国民間の格差、そして真のコミュニティ意識によるところが大きい。

3つ目の点ですが、全体的な犯罪率は上がっていない。認知件数は近年大きく減少している。ある特定の種類の犯罪、凶悪犯罪、薬物使用、金融犯罪の認知件数は増えてい

る。これは国際化や発覚する率が高くなったことが大きく関与している。昨年を除いて、殺人の率というのは、低く、1年間30件です。過去20年間で殺人の年平均件数は60件から30件へと、半分に落ちている。ノルウェーでは、極刑ではなく、予防と更生に傾注してきた。皆が責任を負うということが必要になります。死刑をすることで、何もしないという言い訳を与えてしまうこともあります。このことによって防止策に予算をさかなくなり、犯罪が増えるというパラドックスが起こり得る。興味深いのは、厳罰、より人道的でない刑務所環境、そして国民1人当たりの受刑者が高い国の方が、犯罪がずっと多いということです。もしかしたら厳罰化への投資は、防止と更生の重要性を忘れてしまったということか。こういった刑罰というのは偽りの安全保障となっているのではないのでしょうか。

4つ目の点ですが、理性的な制度をもっています。政府は矯正白書を数年前に発行いたしました。『機能する刑罰』というタイトルがついています。この仕事は機能、効果的なものでなくてはなりません。犯罪者が法を犯さないように、被害者が減るようにしなくてはなりません。われわれのアプローチは、非理性的な感情や復讐や報復といった感情で特徴づけられるものではありません。正義といったより一般的な検討は必要ですが、どこかでクローズしなければなりません。できる限り刑罰は、損害を修復し和解を促し、コミュニティで将来の生活のための基盤をつくるという考え方が強くあります。われわれの制度は大きく社会秩序に貢献しています。復讐、報復といった行為はほとんどない。7月22日以降も暴徒化することもない。被告人は、嫌がらせを受けることもなく出廷している。もちろん遺族が彼に怒鳴ったり、または彼に靴を投げようとしたりした人もいた。しかし裁判所は非常に納得力のある方法で、こういった動きに対処している。

6つ目の点ですが、誤判は必ず起こる余地があります。ノルウェーの裁判所も例外ではありません。そのためのセーフティ・メカニズムを設立しております。最も重要なメカニズムの一つが、刑事事件再検討委員会です。誤判によって生じた損害を正す機会をわれわれは与えられることになります。もし死刑を適用してしまったら、このようなことも不可能になってしまいます。そして最後に、われわれのシステムや制度は、人間中心主義に基づいている。生命は侵すことができないから、生命を奪ってしまう刑罰は必要ない。生命刑によって残忍な社会が生まれてしまいます。社会の姿勢、価値観は、国民に対する潜在的な矯正の手段を映し出すものだ。圧倒的な率でノルウェーの人々は死刑に反対しておりますが、それは倫理面に関わっております。どのような状況にあっても人の命を奪うのは受け入れられない。国家が命を奪うことを容認するのは、私的な制裁へとつながってしまいます。そして逆説的に、より深刻な暴力へとつながる。もし国

が殺せるなら、どうして自分も命を奪っちゃいけないんだ、と。法務大臣として私は、死刑に与することはできなかった。それは良心の問題でもあります、自分が意見を異にする政治団体が作った政策を実行することはできても、死刑は私の個人的な限界を超えております。

日本とノルウェーとの間には、いろんな共通点があります。2011年は両国にとってつらい年でした。日本はノルウェーに対して非常に驚くべきサポート、支持を提供してくださいました。感謝申し上げます。そのことによってわれわれはこの悪夢を生き抜くことができました。そして大災害が昨年日本を襲ったわけですが、われわれの想い、共感といったものが、生き残った皆さま、そして被害にまだまだ苦しんでいる皆さまへと向かっております。二国間で、将来の刑法について、より近しい関係を作っていくことが必要だと思います。私もその一端を担いたいと思っております。死刑廃止の重要性を率直に言わせていただきます。世界は一致団結して、死刑に対してNOといい、深刻な犯罪に対するグローバルなコミュニティの努力を強化していきたい。

昨年の夏、われわれは多くの命を失くしました。ある若い女性の話をしてしまおう。彼女は法務省で私のもとで働いていました。学校が休暇中なのに彼女は金曜の夜遅くまで働いていました。彼女は爆弾のテロの犠牲者となったからです。彼女は私に提出するレポートを仕上げようとしていたのです。レポートは、調停について、どうしたら紛争を減らし、民事・刑事事件で和解という代替策が有効に機能するかというものでした。

その日、彼女はfacebookにマハトマ・ガンジーの言葉を投稿していました。『『目には目を』は全世界を盲目にするだけだ』。彼女の葬儀で彼女の近親者が同じ言葉を引用していました。『『目には目を』は世界を盲目にする』。皆さん、この言葉に尽きると思っています。

<デイヴィッド・ジョンソン ハワイ大学マノア校教授>

元法務大臣にぜひミールをご馳走したいと思います。素晴らしいお話でした。これ思い出しましたが、比べる必要があると思います。どのようにして自分たちのシステムを改善できるかということを比較します。比較をする際は鏡の中にある、例えば今日の場合はノルウェーを見て、その中で自身を振り返り、今まで気がつかなかったことを見つけ出すということもします。

今日のお題は、1995年3月20日について振り返るということでした。地下鉄に乗り込んだ5人が11のサリンの入った袋をまき、そして12人を殺し、何千人もの人に怪我をさせたあの事件です。継続か変化かというサブタイトルがついていますが、私の答えとしては両方があると思います。

その前にオウム事件について、ノルウェーの事件と似ているところ、違うところどこかということをお話したいと思います。

類似点です。1つ目、双方ともに信じられないほどの凶悪な犯罪で重大な事件だった。2点目、犯人はその国の者でした。その社会の文化で育った人だった。3点目、ともに犯人は深く自分たちのやっていることは正しいと信じていました。4つ目、犯人たちはともに一部、動機をもっていました。日本の場合は宗教的な、何らかの宗教心をもっていました。何らかの宗教システムに対する帰依、あるいはノルウェーの場合は逆に外部の世界や宗教に対する憎悪の念を持っていました。

相違点は4つ。1つ目、オウムは、非常に大きな組織であり、階層があり、何万人ものメンバーが日本におり、何千人もの人たちが出家した。組織自体は10億ドルの資産を持っていたとも言われている。2点目、オウムは国際的に広がりを持っていました。世界中6都市にオフィスをもっていたと言われています。多くの化学兵器の前身となるものを入手していました。国外から入手しています。オウムがもっていた武器のリストは非常に多く、サリンガスだけでなく、VXガス、マシンガンも作ろうとしていたようですし、核兵器も作ろうとしていた。3つ目、オウム事件は、長い期間の中で起こりました。1980年代頃から少し軌道を外れてきた。少なくとも89年から95年、まず89年に坂本弁護士事件があり、坂本弁護士と奥さん、子供が自宅でオウム信者によって殺された。4つ目、オウムは、アルマゲドンといわれるものを信じていました。世界の終わりが来ると信じてただけでなく、それを早める、その日を早めることができると思っていた。大量破壊兵器を入手しようとしていた。アルマゲドンに近い結果をもたらそうと武器の入手を試みていた。

以上がこの2つの事件の類似点と相違点でした。日本の社会がどのようにオウムに反応したのかということのみていきたい。はじめに日本で95年以降起こった変化についてお話したい。オウムというのは原因だったのか、それとも分岐点だったのか、一里塚だったのかということはなかなか判断がつかない。少なくとも95年以降、日本の被害者が日本の刑事司法の中で中心的存在になり、被害者がより大きな声をあげられるようになった。手続の中で、より主体的にいろいろ情報を得る、さらに言えば、被害者の権利を強調することが厳罰を進めて行く傾向にもつながっている。

2つ目、死刑についてです。オウムの事件後、まあこれはオウム事件の前に始まったことですが、オウム事件が起こったことにより加速しました。死刑が増えていきました。2年前まではかなり死刑の数が増えていましたし、実際死刑執行の数も増えました。そして見たところ、日本における死刑についての緊張感が無くなっていたように思います。オウム事件の前と比べてです。

3つ目。オウム事件後、警察の活動が活発になったように思います。警察の保安機能というのが変わってきた。オウムの前にソ連が崩壊し、共産主義が無くなっていく中で、いわゆる公安警察がその意義を失っていった。95年のオウムの事件が起こったことで、公安警察がやるべきことが見えてきました。またオウムやそれ以外の日本社会における特定の人たちに比べ、いろいろ積極的にやっていくという動きが見られています。弁護人に対してもかなり注目が集まりました。麻原被告人の弁護人の安田好弘弁護士は、オウム事件とは全く関係ないことで、逮捕され起訴されました。安田氏の第一審では無罪の判決を受けました。裁判官は、そもそも起訴すべきでなかったと、かなり厳しく批判しました。安田先生には1100人の弁護団がついて、これが不適切な起訴であったということを雄弁に物語っています。けれども、検察官は控訴しました。日本では検察官上訴が可能です。2審では有罪判決を受けました。5000ドル相当の罰金でした。最近この判決が確定しました。

日本のメディアでも、それ以降、変化があったと思います。特に右旋回、かなり右傾化が進んできた。以前は左翼だと言われていた朝日新聞が右傾化していると見ています。オウムやそれ以外の95年以降の非常に有名な事件について、非常に単純化されすぎた枠組みで報道しています。犯罪者あるいは容疑者に対して、モンスターのようだとか邪悪な人物だという報道がされてきた。これをノルウェーの法務大臣が話したことと比べていただきたい。もちろんメディアにもいくつか例外はあると思います。

前列に森達也さんが座っていますが、彼はオウムについていくつかのビデオを出しました。森さんは日本のテレビ局にAというビデオを放送させたいと思ったようですが、関心をもったテレビ局がなかったようです。というのは、このドキュメンタリーが、少し頑張ってオウムを理解しようとし過ぎていた、というふうに看做されたからです。日本にも大きな変化が起きた。1995年以降、メディアや刑事訴訟法に変化が起きて来ました。それから政府、文化、社会に同じような変化が起きたのであれば、面白いことだと思います。

それでは何が継続したのでしょうか。最初に、日本のこの危機管理の状態が95年以前より大きく改善したかという点、疑わしいと思います。これが例えば東北で起きたこと、ここについてもまだまだ日本は進むべき道が長いというふうに感じています。

2番目、驚くべきことに1995年3月から17年もたって、日本政府はまだ委員会を立ち上げておりません。つまり何があの日あの時起きたのか、その後に何が起きたのかと(いうことを検討する)委員会はまだ設置されていません。おそらく日本国民もより広い文脈でこれを理解したいと思っているでしょう。刑事裁判で真実の解明が取り組まれてはおります。しかしそういった種類の検討であるか、広い文脈の中での理解というの

が起きていない。その結果、人々はまだなぜ、そして何が起きたのか、わかっていないのではないのでしょうか。

もう1つ継続性として私が取り上げたいのは、日本の中には日本に対する最大の脅威は外から来ると考えられている。オウムはそれに対する反証だったのですが、日本のメディア、日本の一般の市民の方の会話を聞いてみると、不安をもっているのは外国人の犯罪に対してであり、北朝鮮あるいは中国からの脅威。最悪の犯罪は、実は、日本国民の手によって引き起こされたということを、忘れてしまうのではないのでしょうか。

短く結論を申し上げたいと思います。1つ目、日本は非常に幸運でした。1995年3月20日のあの日、確かに多数の方が亡くなり、多くの方が重傷軽傷を負いました。もっと酷いことになっていた可能性はある。もしオウムがもっと効率的に計画通りに実行していたら、数千人という単位の被害者がでたかもしれません。サリンの入った袋をもっと正確に穴を開けていたら。色々なことが起きたために、実は死亡者が少なくて済んだ。そういった面では日本は幸運だった。

もう1つ、同じようなことが何か起きるかもしれません。オウムではないかもしれない、あるいはノルウェーで起きたようなことかもしれません。しかしまた何か起きることはあり得る。その時、日本は対応をとることができるのでしょうか。もしこんなことが起きたら日本はどうやって対応するのでしょうか。日本は果たして17年前に起きたことから教訓を得たのでしょうか、それともまた同じことの繰り返しになるのでしょうか。

3点目、これが最後です。私が非常に感銘を受けたオウムに関する本の1冊が、村上春樹氏の『アンダーグラウンド』でした。幸いなことに英語に翻訳されました。この本の最後の方で、日本では、95年3月の犯人と看做される人たちは非常に変わっていて、われわれとは違う連中だと思ふ人がたくさんいるようだけど、そういうふうを考えるべきでない、もしかしたらあなただったかもしれない、あるいは自分自身だったかもしれない、もし同じような状況に置かれたら、やっぱりわれわれだってそうになっていたかもしれない、と村上さんは言っていた。われわれは社会的な環境によって形づけられます。ですから皆さん、その可能性を考えてみていただきたいです。同じ状況に置かれたらあなたも、いや私だってももしかしたら事件に関与していたかもしれない。オウムのような宗教団体に関与していたかもしれない。そしてそういった良くない行いに手を貸していたかもしれないのです。

<杉浦正健 元法務大臣>

日本人としては、ノルウェー王国がこの種のシンポジウムを開かれるのはいささか恥

ずかしくも思うわけでもありますけれども、個人的にはストールベルグさんにお目にかかれるということでもまいりました。6年前、私が第三次小泉内閣の法務大臣をしている時に、ストールベルグさんが当時大臣に就任されて間もなくだったと思いますけれども、日本を訪問されて、私に会いにきてくれました。ノルウェーの司法制度、死刑は無し。非常に教育的といいますか、犯罪者に対し、受刑者に対するそういう体制が整っている、刑を与えるということは社会に復帰させるために処罰するんだけど、目的は教育だという徹底しておられると聞いておりましたので、その後すぐにお伺いしまして、大変お世話になった。6年前はもっと若々しくて、もっとお元気だったのに、顔のしわが増えられて、髪の毛も白いものも増えられて、わからなかったですが、ストールベルグさんからご挨拶されてやっぱりそうだとわかったわけです。去年の事件の時は法務大臣だったわけのでいかに苦勞されたか、ノルウェーのという国が大変素晴らしい、羨ましい国でございますが、そこで苦勞されたことが想像されて、法務大臣辞められたということなので、これからまた若さを取り戻していただけたと思います。

デイヴィッド・ジョンソン教授のご分析も非常に素晴らしい。日本の場合は、変化は確実に起こっておりまして、ただなかなか表面的にみると劇的なところが出てこない。特に死刑については世界でも最後の国に近くなるんじゃないかと心配しておるんですけども、確実に変化しておると思います。新政権になってから3年間で（法務大臣が）6人誕生していますが、死刑執行されたのは2人だけ。その1人は女性ですけども、死刑廃止の議員連盟、超党派の議員連盟の副会長をなさっているので、まさか執行されると思ってなかったんですけども、執行されたということで、いささかショッキングなことでもございました。いま国民的議論が死刑執行について始まっております。日弁連で今年の正月から、去年の人権（擁護）大会の決議に基づきまして、死刑（制度）廃止検討委員会という委員会が発足しました。その顧問をやれと言われてまして就任いたしました。今までよりも一歩前進しまして、死刑についての社会的論議を進めると。今までは弁護士はモノを言うだけ動かなかったんですけども動きだしました。すでに様々な委員に分担を決めまして、例えば最終的には刑法等の改正が必要ですから、死刑廃止連盟との政治的課題を取り組むグループ、それからマスコミの方々に書いてもらわないと議論にならないので対策をすとか、あるいは宗教団体等の連携をするグループだとか、理論的な検討をするグループとか様々立ち上げました。それで全支部（単位弁護士会）に死刑（制度）廃止検討委員会を作るように、そして弁護士会の中で議論すると同時に社会に働きかけるという加毛委員長の命令が全国に行き渡りまして、いま各地に委員会ができあがっております。京都の弁護士会はいち先だって総会に死刑廃止を議案として提出しました。残念ながら根回しが足りなくて否決されてしまったのですが、そ

ういった動きは広がっていると思います。この問題で非常に腰の重い弁護士会ですらそういうふうになったわけでありまして、これから宗教の方、国民的議論が進んでいくと思います。あと20年か30年後にはノルウェーのような死刑のない国なるように願いながら進んでいきたいと思います。今日お見えになりましたシェルディンさんからお教えいただいて知ったことですが、ノルウェーが死刑を廃止した際、政府が国会に提案した提案理由、これが素晴らしい。日弁連もこれを前面に掲げて国民に訴えて行こうと思っています。第一に、死刑は非人道的な刑である。これは疑う余地がありません、人の命を奪うわけですから。第二番目に、国は国民に対して人を殺してはならないという命令、法律を敷きながら国家が人を殺すというのは矛盾している。三番目は、冤罪の源になっていると。死刑をした場合、冤罪であった場合、冤罪を回復できない、というのが死刑廃止の提案理由の主なものであったようですが、私どもも、それを前面に掲げて頑張っていきたいと思っています。

さっき日本の司法の沿革を話されました。犯罪被害者たちの活動とか。裁判員制度も始まりましたし、これから日本の各家庭から始まって、社会で、地域で、いろんな面で死刑について議論が進んでいくことを願っておるしだいでございます。

◇司会（ストールベルグ議員に対する質問。素晴らしいお話をありがとうございました。日本ではあのような事件が起きると犯人の家族も非難されます。仕事を失ったり、結婚できなかつたり、子供が就職できなかつたりします。それとの比較で今回のノルウェーでのテロリズムの犯人の父親にインタビューをしたメディアがあったと聞いています。このような時、人々はノルウェーではどのような反応をするのでしょうか。日本のように家族に対しても激しい非難や差別を行うということはあるのでしょうか。)

<ストールベルグ議員>

犯人の父、そして犯人の継父がインタビューを受けているというのを、義父がインタビューを受けているのをみました。ノルウェーの場合は同情を示しています。母親の方はインタビューを受けていません。非常に強く感じるのですが、母親に対しても同情しています。そして家族にとって状況が悪くならないようにしたいと思う人が多いと思うのです。犯人の家族はどちらかというと、被害者の一部であると思っている人が多いと思います。父親はインタビューをいくつか受けていますが、メディアそして人々は、犯人が子供の頃どうだったのかということについて興味を示しています。また、家族が現在置かれている状況については非常に同情が集まっています。

◇司会（ストールベルグさんへの質問ですが、日本では身内を殺された遺族には死刑を

望む気持ちが強くあります。そして日本にはこうした立場にたって犯罪をみようという姿勢が広まっています。ノルウェーでは家族からこのような気持ちは表明されなかったのでしょうか。もし表明されたとすれば、政府はこのような気持ちをどのように乗り越えてきたのでしょうか。)

<ストールベルグ議員>

私はそのような遺族の声というのは聞いたことがありません。死刑に処すべきであるという遺族の声というのはありません。まあ新聞ではそういったことがでるかもしれませんが、あるいは家庭の中では、そういうことを言ったり考えていたりということはあるかもしれません。ですので、これであるという結論は申し上げたくはないのですけれども、われわれと同じ人間の…であり、違う考え方をしているのだと見方をしているのではないのでしょうか。政治家の中では、明確にその犠牲者の中から犯人に対するより厳しい処罰が求められるということを言っている政治家もいます。そしてその被害者の代表のような言動をする政治家もいます。しかし直接的に犠牲者の方に話を聞いてみると、それ以外の代替的な制裁の方法ということをよく言われます。また犠牲者がしばしばおっしゃるのは、効果の出る懲罰ということです。犯罪者がこのような犯罪を繰り返すことがないように、ということを望んでいます。遺族ないしは犠牲者は、これ以上の犠牲者がでないように望んでいるようです。ですから、われわれ政治家が議論の中でいうことが色々あり、犠牲者の代表ということを口にするかもしれませんが、実際に犠牲者に話を聞いてみると、そういった見方はしていないようです。ノルウェーでは新しい代替的な制裁の方法を導入して受刑者の数を減らしてきました。これを遺族のあるいは犠牲者の団体と共に一緒に取り組んできたのです。彼らも和解を求めている、また状況を犠牲者にとっても改善させたいというふうに望んでいる。これは金銭的な賠償かもしれません。夫を亡くした奥様は新しい家が必要なかもしれないし、あるいは医療制度なのかもしれません。どのように犠牲者の事件後の生活の水準を向上させていくのかということに目を向ける方が、懲罰に目を向けるよりもよろしいのではないのでしょうかと。

<杉浦正健氏>

ストールベルグさんにご質問したい。さっきお話いただいた、絵も見せていただいたような、優しい寛容に満ちたことで国民が団結される、その根本のものは何でしょう。キリスト教でしょうか。第2点目は、被害者はたくさんいらっしゃいます。その方に対する補償ですね。普通、犯人が損害賠償義務を負うけれども、あの方にそんな能力があ

と思えませんし、政府なり地方自治体なり、あるいは皆さんで損害を補償されるんでしょうか、そういう制度があるんでしょうか。やっぱり日本でも人を殺した人はほとんど資力ないですから、補償できない、だから死刑をやめて終身刑にして働いてもらって、いくらかでも補償してもらうとか、あるいは国とか何かの形で補償することを合わせて検討しようか、ということを考えているんですけども、そういう意味でも、あの事件に対する被害者に対する補償がどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

<ストールベルグ議員>

またお会いできて光栄です。どうしてかというのは、非常に難しい問題です。私は弁護士ですので、どうしてノルウェーの人がこうなのかというはよくわからない。宗教ではないと思うんですね。宗教がそんなに大きな理由ではない。たぶんノルウェーの福祉制度は、宗教とは関係ないわけですが、福祉制度があり、そうして更生するということに対する理解がとても深いというのが、犯罪率の上昇を抑えていると思います。

7月22日以降の国民の反応は、首相の対応と大きく関係していると思います。私も彼と同じ政党に属していますが、早い段階で政府の代表として、暴力に暴力で対応してはいけないと言いました。民主主義と開放性をもって、ナイーブティ、鞭をもって対応してはいけないと言いました。それが国民の反応に影響を及ぼしたと思います。この刑事制度の変革にはやはり政治的なリーダーシップがとても重要だと思います。しっかりとした基準を作る。政治というのは重要で、政治的なリーダーシップというのがいかに大事かということがよくわかった日でした。

さて、この賠償、補償ですけども、この犠牲者に対して政府が補償をします。すでに払った分もあり、また新たなルーティン、制度も今立ち上げようとしています。刑事事件の被害者に対しては、やはり受刑者、犯人の方は払えないことが多いですから、政府から何らかの補償を受けるという制度があります。しかし、いくら払うかという金額的なものについてはまだ議論がありますが、母親、父親、そして兄、姉、兄弟、そういった家族にとってはお金の問題じゃないという気持ちもあります。子供を返してほしいという気持ちの方が強いでしょう。それでも金額をある程度お支払いするということを行っております。それを行うことは重要だと思います。2万クロネか10万クロネかというのはあまり問題ではないの、何らかの形でお金をお支払いして癒すということが、その政府が何らかの形で参画をするというのが、とても重要だと思います。

◇（コメントが届いておりますので簡単に紹介します。私はオウム真理教被害者の会、現在は家族の会という団体の会長をしている者です。かつて先ほどジョンソン教授が言及された坂本弁護士と共に被害者の会を発足させた者です。当時、政府が被害者、その

頃の被害者の言うことをよく聞いていてくれたならば、その後に発生した様々な犯罪の発生を防ぐことができたのではないかと考えています。それから現在は死刑反対運動を行っています。)

セッション2 持続可能性の基礎となる効率的で公正な犯罪捜査

＜アスビョルン・ラクレヴ ノルウェー警察警視正7月22日テロ事件担当＞「ノルウェーにおいて効率性と人権の適切な保護とを結合することは可能か」

本日はかつてないタイトルを頂戴いたしました。司法の誤りということで、私自身警察官としてこういったトピックでお話することはほとんどありません。

写真をご覧いただきたい。スタニンゲン・ヨハンソンの写真です。10年前、彼が実は犯さなかった殺人事件の犯人として逮捕されました。彼は数週間の拘禁を受けました。彼は数日後でおそらくこの誤解は解けるだろうと思っていた。そして釈放されるだろうと彼は考えていました。そう考えるのにも無理はなかったかと思います。というのは概ねわれわれは真犯人を逮捕するからです。しかし、このような警察に対する信頼があったとしても、危険性があります。間違いが起こることがあるからです。何週間か待ち、それが数カ月になり、6カ月たった時に彼は自制がきかなくなりました。彼はほとんど自殺をしかねませんでした。6カ月独房に入って、いったい自分はこの犯罪をしたのだろうか、本当にやってしまったのだろうかと思い悩んだ。幸い彼は自白をしませんでした。しかしこれは特殊な事例です。

公判の4日前に、ある男性がホテルの受付に来て、受付係から警察を呼んでほしいと頼んだのです。受付係がご自分で連絡ができますよと言ったのですが、男性は「いや、あなたが連絡をしてください」と言ったのです。もし緊急事態でなければ、ご自分で連絡してはいかがですかと受付係は重ねて言うと、男性はライターを取りだして火をつけたのです、ホテルの受付に。大きな火事にはならなかったのですが、警官がかけつけることになりました。男性は「新聞を読んで、スタニンゲンの公判が月曜日に始まることを知りました。止めてください。私が殺人犯です。彼は全くこの事件とは関係がありません」と自白したわけです。これはもちろん、警察にとっても非常に大きな事件でした。私はスタニンゲンの無罪が判明してから、調査を命じられました。これを教訓としてご提供できればと思っております。

私は、オスロの委員会に行きました。司法省の中にありますが、ここで私の Ph. D の

論文のタイトルが『司法の誤り』になることを同意してくれました。たまたま私の友人も無実の人を6ヶ月間勾留していたことがあった。そこで私はこういったことがどうして起きてしまったのか、どうやったら再発を防げるのかということを考えたいと思ったのです。5年間かけて研究しました。私どものシステムの中には、私たちも含めて人間は間違いを犯すことがあるということが織り込まれています。『司法の誤り』という論文で、最初に国際的な文献を読みあさりました。ブラインフォースが『司法の誤り』という本を書いています。これを読むと、無実の人が有罪になるのみならず、警察の活動の過ちによって真犯人を発見できないこともあることもわかりました。警察の犯罪捜査のやり方によって右に行ったり左に行ったりということがあり得るわけです。ですから効果的な捜査をしなければならないわけですが、最も深刻な過ちは無実の人を有罪にしてしまうということです。

最も重要な文献は、(写真で提示している)ブルース・マクファーレンのものです。この記事の中で、冤罪には明確なパターンがあり、司法、政治、社会的な環境が違って、またカナダ、英国、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカという国が違って、同じようなパターンがあると述べています。私は5年間かけてノルウェーのシステムを研究して、同じようなパターンを発見しました。違いはあるのですが、やはり同じパターンが浮かび上がってきました。マクファーレンだけでなく他の研究者も気づいたことですが、その誤りが起こる理由を2つの状況がある。前提条件となる状況と直接的な原因というものです。

最初の方について、アメリカでのプロジェクトを研究した。イノセンス・プロジェクトと言われるものです。(☆)受刑者の中でDNAの鑑定によって生物学的にテストをすることで、例えば15年前、20年前に犯した犯罪でも実は関係がなかったのだということが判明するようになってきました。アメリカでは、1992年に始まり、2000年以降、イノセンス・プロジェクトは、74件の事案が、有罪判決を受けた人たちの無実を明らかにしてきました。何がうまくいかなかったのか、何が失敗の原因かということを分析することができます。研究者はこの司法の過ちの中の直接的な原因という言い方をしますが、インターネットに接続をしてinnocenceproject.comというサイトをご覧ください。2012年までに、290人の無罪が釈放に導き自由を勝ち取った。北米の刑務所の中で無罪の方が受刑者として抑留をされているという状況が、実はこれだけあるのです。まさに氷山の一角と言えます。

次に、直接的な原因。ひとつひとつを紹介することはできませんが、10件中8件までが、犯人識別の誤りでした。これがノルウェーにあてはまるかどうかというのが私にとっては一番重要なことでした。2002年にノルウェーで起きた事案ですけれども、暴行

罪で有罪判決を受けました。(ラインナップという方法で) 一列に並んだ人の中からこの人と特定された。被害者は100% 確信があると言っていましたが、実は犯人は彼ではなかった。その証拠もなかった。アメリカだけではないのです。信頼性における証人が立ちあがって100% 確信をもってこの人が犯人ですと言ってしまったら、それを裏づける確たる証拠がなくても、その人が有罪になる可能性がある。

私が発見したのは、これは関係があるということです。もう一つわかったのは、このイノセンス・プロジェクトを通して、研究者がこの問題にかかわってきています。アメリカや世界中の警察を助けています。捜査方法の改善に力を貸しています。このID 識別、面通しに関して、多くの国で、警察で新しいガイドラインを設けて、間違いを無くすよう努めています。

さて私の祖国はどうでしょうか。1933年のガイドラインをまだ使っています。1933年の以前は、こういった心理的な要素を、証人の心理的な要素についてはよくわかっておりませんでしたので、再度この研究をしてガイドラインにとりかかっています。

嘘の自白に関する調査があります。だいたい1000人くらいの被疑者、証人、殺人の事件、オスロの殺人事件について調査をいたしました。この7月22日の殺人を行ったブレイビク被告人に関しても、私は捜査に関わっておりました。嘘の自白の問題というのはアメリカ合衆国の問題だけではありません。

フレッツムーンさんはノルウェーの刑務所で18年以上服役しました。2件の殺人罪ですが、実は無実だったのです。しかし彼は自白した。もちろん自白をしました。嘘の自白だったのです。冤罪があると、いろんな支障をきたします。ロバート・ロイ (カナダの哲学者) は、ノルウェーや日本、アメリカのような民主主義の国においては、倫理面でのプレッシャーは被疑者の捜査に関して非常に大きいと言っています。ブレイビク被告人についてもプレッシャーがかかっていた。彼が言ったのは、さらに300人の生命を救いたいならば、俺に聞いてくれ、と。まだまだ爆弾はあると言いました。(300人の生命がかかっているという) 非常なプレッシャーのかかった捜査だった。首相やクヌートさんが言ったように、われわれの民主主義、われわれの価値観を奪うことはできません。ですから、全く同じ価値観をもって、同じテクニックをもって、人権を尊重して捜査を進めました。推定無罪の原則に従って、捜査を行ってきました。(☆)

捜査や尋問における2つのカテゴリーといったものが西側諸国の文献では見かけられます。アメリカでは、この尋問のテクニックは1960年代にインバウリー・バックリーが開発したものです。FBI 捜査官ですが、この本によると、尋問のゴールは自白を引き出すことです。自白を被疑者から引き出すというのが全てです。私が殺人事件担当刑事となってオスロで活動を始めた時、同じゴールを掲げていました。同僚の刑事は、自白を

引き出すのがゴールだよと教えてくれたからです。イギリスでは、1990年代前半では自白を重要視していましたが、バーミングハム・シックスという事件で、自白をしたけれども実は冤罪だったということがあった。そこでイギリスでは、社会心理学者、科学者を交えて、どういう心理捜査がどういう事態を生み出すかということを研究したわけです。

これはアメリカのポスターです。トレーニングコースの、研修コースのポスターですが、ご覧のように自白をどう引き出すか、そしてこの証拠として使える自白をどうやって使えるかということが書いてあります。推奨されるテクニックは、ジョン・イーディードがライセンスを付与しています。これはアメリカやヨーロッパの警察にとってはバイブルのような存在でした。しかしアメリカのテクニックからヨーロッパの尋問のテクニックに目を向けて見ますと、色々な文献があります。ただ、どのように尋問すべきか、拷問禁止条約委員会の言葉にまとめられると思うのですが、(☆)被疑者を尋問するにはトレーニングをしなくてはいけないと言っています。2000年以前はノルウェーではそのような尋問のトレーニングをしていません。もちろんその法的な側面は把握しておりました。しかしながら研修、トレーニングをやっていたのか、倫理面、理論面での情報、知識というのはありませんでした。そのためには研修が必要です。たくさんさんの知識が尋問については必要です。尋問の目的というのは明確でなくてはならず、そして信頼できる正確な情報を引き出さなくていけないとあります。

それだけではありません。ヨーロッパで起こっていて、そして警察が自白のためにやっていたことを鑑みて言っているわけですが、自白を引き出すことだけが目的ではない。こういったガイドラインをわれわれのプログラムに組み込もうとしておりまして、これを10年間続けております。人権の価値が、このような展開を促しているわけです。そのことによって効果が失われたということはありません。情報がどうしても必要なのか、自白が必要なのか、ということはわかっています。情報がないような事件の場合は自白の重要性が増します。しかし自白に頼るとするのはとても怖いものです。確たる証拠がない場合があるからです。スタニンゲン・ヨハンソンは、2000年に尋問されても自白をしませんでした。自白しようかなと考えましたが、自白まで至りませんでした。フィリッツ・モーンは自白をしました。25年前のことです。この尋問のやり方には違いがありました。

3つの嘘の自白の防止策があります。1つは尋問の際に弁護人を同席させる、ビデオテープを撮るとというのが2つ目。尋問中ずっとビデオを撮るとのことです。3つ目がこの尋問のテクニックを行うと。そういう嘘の自白を強要するようなプレッシャーをかけるといったやり方ではなく、テクニックを使うと。しかし、自白をしろというプレッ

シャーをかけながら、防止策を一切取り入れていませんでした。ブレイビク被告人、このテロの被疑者の場合、全て尋問はビデオに撮られております。220時間全てビデオに収録されています。私たちは被疑者にたくさん尋問をしまして、そしてその後、ビデオが導入されましたけれども、また元のやり方に戻そうとは全く考えておりません。

さて、直接的な理由についてお話をしましたが、基本的な理由についてお話ししたいと思います。これはこれらの個別の原因と直接的に関わってきています。もし警察が視野狭窄に陥ってしまう場合、そうすると直接的な原因が関わってくることになります。視野狭窄というのは何か。1620年にフランシスベーコンが既に、ある見方をもって物事を見ようとするのと全てその見方が変わってきてしまうと言っています。問題を解決しようとしている時に、確認を求めがちです。またニケルソンが言っているように、ある立場に立とうとする前に、証拠の有無に関係なく、立場を決めてしまうことがあります。以前は、警察とは言っても人間ですから、思っていることを確認しようとしてしまうんですね。中立的に見ようとするものではありませんが、どんな人間も全く中立になれるものではありません。他の人間と同じように、思っていることの確認を求めてしまいがちなのです。なので、そういう時にしかるべき人が隣に座っていると非常に役に立ちます。けれども、真犯人がそこにいるのであればよいのですが、無実の人が取り調べの対象になっているとすると、非常に怖い事態になります。既に頭に浮かんでいる考え方を優先的に取り上げるのではなく、全てのものを考慮しなければいけないということが良い考え方だと言いますが、なかなかできるものではありません。ですから警察としては、いろいろなテクニックを使って、いろいろな考え方、選択肢を考えていく必要があります。

被疑者に対する取り調べのテクニックですが、どのようにして代替的な解決をみていくのか、また仮説をどのように検証するのか。ただ単に思っていることを確認しようとするだけではなく、そのような方法をとるにはどうしたらいいのかということを考えていく必要があります。全ての考え得る説明をきちんと洗い出し、それを模索していく。もしかしたらこういうことも可能であったかもしれないということを模索していく、それは十分やる価値のあることです。

最後に、1952年に誤判について本を書いた弁護士がいました。理想を確認する、しなければならぬ時がくるものであると。不正をもたらすような、堤防に穴があいたような事態が、常に起こり得ます。制度がいくら良くても、起こり得る。日本の制度が良いとしても起こり得ます。ある国の人権に難点があり、それに比べてノルウェーやアメリカのシステムの方がより良いとは言えるでしょう。けれども、制度や検察官を信頼しても、あまりにも信頼しすぎてしまうと、間違った人を有罪にしてしまうおそれがあります。

＜指宿信 成城大学法学部教授＞「冤罪をいかに解体するか？ 体系的・実務的アプローチ」

成城大学の指宿と申します。専門は刑事訴訟法を教育・研究しています。私のテーマは「誤判をなくす刑事司法制度をいかに作り、維持するか。組織的・実践的アプローチから」で、英語では「How to Dismantle Miscarriage of Justice」というタイトルをつけています。皆さんはロックは好きですか？ 世界最高のロックグループと言えばU2ですね。彼らの2004年のアルバム「How To Dismantle An Atomic Bomb」からこのタイトルを借りてきました。Dismantleというのは辞書によれば「取り壊す」とか「廃棄する」とかそういう意味ですけども、誤判、冤罪というのは世の中で起きてはいけないと、皆考えているわけですよね。そういう社会、そうした刑事司法制度を作るにはどうすればいいか。

誤判・冤罪が起きないような刑事司法を実現するには、大きく分けると3つの要素が必要にならない、刑事司法制度、あるいは刑事司法制度を支える社会にならない。最初にお詫びしておきたいのは、スクリーンは全部英語になっています。これは外国のお客様のために理解しやすいように英語で作るようにとの主催者側からの依頼です。

第一に、誤判や冤罪が起きないような手続き、捜査・起訴・裁判、そうした制度を作る。例えば、ラグレヴ捜査官がお話しになったように、取調べにおいて虚偽の、誤った、嘘の自白をさせないようにするにはどうすればいいか。例えば法律では自白に関わるルールをきちんと厳格に守る。取調室に録音・録画システムを導入し、必ず取調べを記録する。取調官は誤った自白を引き出さような技術・スキルを身につける。そうした改革を進めていかなければならない（指宿信『被疑者取り調べ録画制度』商事法務2010年、同『取り調べの可視化へ』日本評論社2011年参照）。

しかしこうした対策をとったとしても、それでも誤判・冤罪はなくなる。無実を訴える人を救済しなければなりません。これが第2番目の要素となります。これはSaving Innocent Defendantという右下の方ですね。各国で色々なやり方があります。日本や大陸系の諸国では裁判所がこの任務を負っていますし、コモンウェルス系の国ではこれは行政、ministry of justice、日本流に言うと法務省・司法省が行っています。ノルウェーやイギリスでは独立した刑事再審委員会、クリミナル・ケース・レビュー・コミティがそれを担っています。

さて3番目、間違った裁判が行われた場合に、どうしてそういう結果になったのかということを考えなければなりません。これが左下のFinding Course of Wrongful

Conviction 誤判原因究明というテーマになります。世界各国ではこうした誤判の原因を調べるシステムをもっている国があります。残念ながら日本にはない。もちろんそれぞれのセクターでこうした問題意識をもって原因を考えたりするという機会はありません。例えば日本弁護士連合会の中で、あるいは研究者が、また捜査側あるいは訴追側、警察庁や検察庁の内部でこうした問題が話し合われることはありますけれども、公的な調査の機会が用意されることはありません。私はこうした機会を日本でもぜひ作るべきだということをずっと主張してまいりました（誤判原因究明を日本でも行うべきだという本を勁草書房から出します。）

さて、もう少し立ち入ったお話をしていきたいと思います。まず冤罪の究明ですね。これは布川事件の、日本でも有名な最も直近の最近の冤罪確定事件ですけども、場面が前に出ています。先週、名古屋高等裁判所は名張事件の再審請求を棄却するという決定をだしました。時間がないので、簡単に、日本における歴史について振り返っておきますと、20世紀に日本では4つの死刑事件を含むたくさんの方の再審無罪判決が出てまいりました。十数件の事件を掲げています。これが全てではありません。世界でも広く報道されたのは足利事件であろうと思います。これは当初のDNA型鑑定が誤っていたことが後に明らかになり、再審無罪が言い渡されたケースです。

まだ再審の無罪判決を勝ち取ってはいませんが、例えば名張事件等のケース、現在係争中、あるいは一度はですね、再審開始の判断が出されている10個の有名なケースをとりあえずここに並べています。名張事件は発生が1961年で、すでに50年たっているわけですね。

私はこの夏、勁草書房から出す本に収録する日本の冤罪であると主張されたケースのリストを現在作成中なんですけども、今朝、ゲラを受け取りました。ナンバー1から100を超えるケースがエクセルの表に含まれています。もちろん最終的に無罪判決が出たものもあれば、出ていないものもあります。このように私たちの国では過去も、そして現在もこれからもこのミッションに取り組んでいかなければなりません。

そうした誤判・冤罪がどうして起こるのだろうか。このミッションに取り組んでいる国もあります。カナダは、王立委員会という名前で、裁判所、司法や立法、行政からも独立した委員会が誤判の原因を究明するという活動をしています。その他の国にも同様のものもあります。最初のケースはドナルド・マーシャル・Jr氏の誤起訴に関する王立委員会です。例えばこの報告書で、どうしてそういった誤判が起きたのかについて、いくつかの原因が列挙され、その解決策が提示されました。

彼はインディアン、先住民ですが、英語をきちんと理解できなかった。だから先住民の問題、あるいは置かれている状況に理解のあるような手続きを作られなければいけな

いという提案がされ、近年カナダでそういう手続きが導入されました。また検察官が無実方向の証拠を隠していたということが明らかになったので、検察官は裁判が始まる前に全ての手持ち証拠を弁護側・被告側に開示しなければならないということを勧告しました。カナダ政府はこの提案を受け入れませんでしたけれども、カナダ最高裁判所が後に判例上、このような義務を検察官が負うと明言し、今日のカナダの実務をリードしています。他の国でも様々な形でこうした誤判原因を導き出す、誤判原因を探しだし、勧告を行うというそういう作業が行われています。もっともカナダではミルガード事件というのが有名ですね。

全てをご紹介することができませんけども、例えばカナダはコモンウェルズですので、再審請求の審査は司法省が行っていますが、ノルウェーやイギリスのように独立した審査機関を設立するように勧告をしています。2001年のその事件ではですね、先ほどのプレゼンテーションにもありましたけども、誤った目撃証言が有罪の根拠とされていたので、目撃証言に関する手続きの改革が勧告されています。

3番目の重要なミッション、誤判や冤罪を生みださないような政策、法律、そして実務の導入ということが不可欠です。このようなミッションを行っている国はいくつもあります。が、ノースカロライナ州の例を紹介したいと思います。先ほどの紹介にもありましたけども、アメリカではイノセンス・プロジェクトと呼ばれるDNA鑑定によって無実者を救済するプロジェクトがたくさん行われ、ノースカロライナでもこうした救われたケースが何件も出てまいりました（アクチュアルイノセンスは、日本語に翻訳して3年前、現代人文社から『無実を探せ』というタイトルで出ています。）どうしてそのDNA型で救われるまでこのような誤った事件が解決されなかったのか。ノースカロライナでは裁判所と法曹界、研究者等と一緒に集まって原因を考えるという機会をもちました。その結果、いくつもの法改正が行われました。重要なものを3つ挙げておきます。目撃証言の最初の手続きを改革すること、取調室にビデオ録画システムを導入し、必ず殺人事件の場合には最初から最後まで動かすこと、DNA型鑑定ができるような生体証拠をきちんと保存しておく、そういった義務を捜査機関に課すことが法律上確立するようになっています。最後に重要な点としてノルウェーにありますような、独立した再審の請求を受け付ける機関を作りました（North Carolina Innocence Inquiry Commission）。一昨年テラーさんという方が初めて申し立てが認められた。改革を進めたのは、なんと現役の最高裁判事です（メッセージと写真を紹介）。無実だった人が救われたのを見たことは、自分にとって、生涯最高の喜びだというふうに語っているわけです。司法部としては一度誤った判断をしたということは非常に恥なわけですね。本当ならそういうことはないに越したことはないわけです。責任問題も起きかねませ

ん。重要なことは、誤判や冤罪を生みださないような刑事司法制度を作るためには、3つの重要なミッションをどれも欠かすことができないことです。このミッションを担っていくのは、ひとつの機関やひとつの組織ではありません。三権の共同の作業が必要です。司法府も立法府も行政庁、警察や検察もこれに協力しなければなりません。またプライベートなセクター、民間も重要な責任をもっている。弁護士会、イノセンス・プロジェクトのようなNPO、問題を広く大衆に知らせていくメディア、この私的セクターの活動も不可欠だ。こうした各セクターの官民の努力と活動によって初めて信頼しうる維持可能な、誤判・冤罪のない維持可能な刑事司法制度が確立できる。

◇(質問。1つは具体的な裁判に関するものですので、裁判に関するセッションはまた次にありますので、できればそちらの方でまた出していただければと思います。その他2つの質問があり、ひとつは、ノルウェーでは取調べはビデオ録画するのでしょうか、と。もしビデオ録画するとすれば被疑者は話すのをやめるのでしょうか。やめない、或いはやめる、いずれにしても理由はどう考えますか、という質問ですね。もう1つ、ノルウェーに関する質問、ノルウェーでは身柄の拘束期間はどれぐらいでしょうか。おそらく逮捕してからどれぐらいの期間、身柄を拘束することができるかと、そういう質問。これも具体的な事件の内容ですけれど、昨年7月の事件の被告人は統合失調症と報じられていますが、彼に必要なのは取調べよりも治療ではないでしょうか。全てラクレヴ警視正に対する質問です。)

<ラクレヴ警視正>

ありがとうございます。最初の質問、取調べと録画について、ノルウェーでは全ての大きな事件の被疑者に関して全て録画しております。最初から最後まで録画しております。また被害者に関しても凶悪事件、例えば強姦罪などの被害者や子供についても録画しております。重要な事件の目撃者も取調べは録画しております。10年前に始めてから、少しこれに関しては疑いといったものがございました。自白を被疑者がしてくれるのか、カメラを意識してしまうんじゃないか、話してくれないんじゃないかと懐疑的な見方はありましたけれども、イギリス、オーストラリアの経験と同じように杞憂に終わりました。話したい人々はいずれにしても話してくれます。自白が録画によって減少したということはありません。イギリスの自白率はアメリカよりも実際高いのです。ですからこの懐疑的な見方というのは今やもうありません。同僚ももう前のやり方には戻らないと言っています。ですから同僚は録画という方法に非常に満足しています。多くの事案を扱ってわかったことは、取調べを録画しておりますと、裁判の途中で録画したものを流す必要は一切ないということです。というのも取調べ中、録画されていることはわ

かっていますから、そんなことは言っていないとか自白を強要されたというようなことを、以前は裁判中にあったんですけども、そういったことは言わない。ですから録画を流すことはほとんど裁判中に行われません。

2つ目の質問の身柄の拘束期間に関してお答えします。国際的に批判を受けているところです。というのは、私たちは身柄の拘束を長期間行いがちだったからです。ある個人的に担当した事件では、(☆)子供の事件に関する被疑者について1年4ヶ月間拘束していたということがありました。この被疑者が公判が始まって釈放され、2週間後自殺を図りました。もしかしたら個人的な理由で自殺を図ったのかもしれませんが。けれどもノルウェーはこの点で、批判を受けています。欧州議会から法律の改正を求められました。身柄の拘束については変えていく必要があり、独房に被疑者を入れ、ある制約のもとに弁護人の立会いを許していますが、かなり孤立化させてしまいますので、最小限にとどめるべきだと言われています。ですので、確かに制約はあるんですが、全く孤立した状態に一時に4週間までしか置けないということとなっています。そのような孤立した状況が独房にいられるということは裁判が始まってから、それが理由でそれについて争われたりすることがあります。

次の質問ですが、誤判についてのお話は死刑からは少し離れているものです。あるいは死刑をしない方が良いという方向の話になります。もちろん人は間違いを犯すものです。例えばテロリストの事件に関して捜査をする場合、あるいはテロリストに対して死刑を言ってもそれで思いとどまるようなことはないでしょう。ブレイビク氏に対しても、死刑を受けるだろうと言っても、それで思いとどまることは決してなかったと思います。逆に聴衆の皆さまにお聞きしたいのですが、死刑がノルウェーにあった場合、先ほど話した人がヨハンセンさんに対し、公判の4日前に自らが名乗り出て、その公判を停止したのでしょうか。死刑があると知っていた場合でも彼がそうしたと思いますか。事実、多くの殺人事件の場合、情報を収集することで解決します。家族や友人、犯人の、加害者の家族や友人などから得る情報が元になって解決に至ることがあります。そのような情報を提供するのでしょうか。自分の息子が死刑になるとわかっていながらそのような情報を提供するのでしょうか。私は、そうは思いません。死刑があることで、警察の犯罪捜査に役立つとは思いません。死刑があると逆に犯罪を解決するのは難しくなるでしょう。これはあくまで私の考え方で実際に研究などしたわけではありませんが、私はそのように思います。

7月22日の事件に関して、ブレイビク氏が統合失調症だったのか。決定がなされていません。裁判官がその決定を下すでしょう。しかし、彼の取り調べを220時間行っただけですけども、どういった性向があるのか、彼の分析、彼の戦略、分析を行いました。

少なくとも知能レベルでは、彼は正常です。精神的に異常があったという兆しはみられませんでした。公判が始まってから、法廷で証言いたしました。それを決定するのは裁判所に委ねられているということです。

◇（時間が来てしまったのですが、ラクレヴさんにお聞きしたいと思います。ノルウェーで取り調べを行って、偽りの自白を得た警察官に対する責任の問題ですけど、その後に無罪であると判明した場合、その捜査担当者の責任は問われるのでしょうか。）

<ラクレヴ警視正>

ノルウェーの司法制度では、例えば過誤があった場合、例えばですね、判決が間違っていた、誤判があった場合、または検察が間違った人を誤認逮捕したとかですね、そういったことに関して責任をとらせるということはありません。これは制度の失敗である。もちろん政府に責任があるという。警察官が何か悪事を行ったなら責任をとってもらいますけども、冤罪は非常に邪悪な警察官がいたから起こったということではないのです。警察官が犯罪を起こしたから冤罪が生じたということではありません。間違いを犯すのは、人間の性です。われわれの制度では個人的に判事も検察もそして警察官も個人的に責任を問われるということはありません。

フリッツ・ムーンの場合も、国が補償しました。警察官、裁判官、検察が個人的に何か咎を受けたということはありません。意図的に冤罪を生もうとしたわけではありません。最善を尽くした結果なのです。最善を尽くしても最善が完璧でないことがあります。そしてまたは作業自体があまりうまくいかなかったということもあるでしょう。しかしだからといってこの処罰が下されるということではありません。制度がどうなのかということを考える必要があります。18年、フリッツ・ムーンが服役することになったのですけども、尋問した警察官は研修を受けないままに尋問に臨まなくてはならなかった。ですから、そういった制度の問題と誤判といったものの関連を考えます。そして制度の不備といったものから学び、是正を行うということが必要となってくると思います。

セッション 3 死刑は刑事司法制度内部から見て道徳的に持続可能か

＜イーヴェル・ヒュイトフェルト ノルウェー控訴裁判所判事＞「ノルウェーの判事，元検事にして元刑務所長－死刑がないことを惜しむか？－」

私は、人々に痛みを与える仕事をしています。私は刑務所長，上席検察官，判事として1975年から活動してきましたが，この40年間近く，犯罪者と関わってきました。最近思うのですけども，実存主義的というものが浮かんできます。われわれのやっていることは理にかなっているのか，道理にかなっているのか。通常のビジネスであれば成功したかどうかというのは利益がでたかどうかでわかりますが，処罰屋稼業であれば，それを計ることができません。ある程度は道理にかなっているだろうが，どのくらいかなっているのかということとはわからないわけです。

刑罰のイデオロギーについても話したい。(☆) この死刑は極刑ですけども，正当化が必要になります。刑罰を科すには社会に有益でなければいけないと思っております。処罰は相対理論に関するもので，罰は何らかの有益な効果と関連しており，犯罪の減少に対して理性的な効果がなければいけない。適正な応報がここで核となってきます。1970年代に何をやってもうまくいかないというような考え方が台頭してきました。いろいろなプログラムを行い，犯罪に立ち向かっていきましたけれども，何も期待したような結果が出ないと。ですから何をやってもダメだという声が上がりました。ノルウェーでもそうでした。刑罰は正当化できるのかという疑問が浮かんできました。著名な犯罪学者によると，限定的な正当化しかないという答えが返ってきました。適正な応報という考え方から，軽めの量刑を生みだしたわけです。この風潮はその後下火になりました。国民の中の話しあいがあり，1970年代に凶悪犯罪に関して重い量刑をすることがノルウェーの最高裁で起こってきました。しかし政治家は満足しませんでした。2005年（1975年か？）にバレー法務大臣（I. L. Valle, 1973-1976; 1976-1979）は，この刑罰に関しては何が適正な応報かということを見直しました。しかし2005年ストールベルグ大臣は，軽微な犯罪に対しては刑務所外の更生といったものを試みました。(☆)

モルドバでの私の経験によれば，いろいろな伝統と意向といった風潮がありました。モルドバでは旧ソ連の影響があつて，ソ連タイプの刑罰がいいのかヨーロッパタイプの刑罰がいいのかと聞いた時に，モルドバはもちろん欧州型の刑罰にしたいということでした。犯罪率というのはモルドバでは高くありません。受刑者数も非常に低い。(☆)

そしてこの新しい量刑というものを刑法にモルドバは織り込み、そして180人というレベルまで受刑者数は下がった。刑罰の効果というのは、いったい何なのか。刑務所で過ごす最後の年というのは、効果逡減の法則に従った現象があると思います。例えば10年間の刑期に服した場合、最後の年というのはあまり意味がなく、長期間の刑罰を科してもあまり意味がないのではということが言われました。

死刑に関して、カナダとアメリカでは、死刑があった時期となかった時期とがありました。データを見てみますと、カナダは死刑を廃止してしばらく経つわけですが、そしてアメリカの場合は特定の州で死刑を存置しておりますけれども、殺人率に全く違いはありません。ということは、死刑の効果について証拠はないということになりますね。死刑があることは殺人率にはあまり関係がないということの証左となるかと思います。殺人やレイプなど重大犯罪の発生率にはあまり関係がない。

日本についてヨーロッパとの対比の中で見てみると、ヨーロッパで日本の素晴らしいメーカー製のものがよく使われています。(☆)日本の非就業者人口も低く、他のヨーロッパと比べても低い。けれども、ベトナムでの私の経験に基づいたものですが、ベトナムは死刑を存置しています。2007年にEU主催セミナーが開かれました。正式な記録を見てみますと、死刑についてあまり触れたところはないのですが、非公式の記録には、死刑についてどんな発言があったのかということが残されています。複数の参加者が、個人的にいかんストレスを感じたか、判事として、または死刑執行人として死刑に向き合い、ストレスを感じたかということが話されています。Aという教授は死刑というのが非常に個人的に重い影響を与えたと話しています。また多くの判事も同じようなことを言っている。また彼の配偶者は、死刑求刑事件で死刑をしないしてほしいということをよく言われたと言っています。B氏は、死刑についてきちんとした研究がまだなされていない、いかん死刑が犯罪を予防しているのかということについて実証がされていないという発言がありました。この2人の判事は、また実際に死刑を言い渡さなければいけない判事にとって、これは非常に苦痛になる、あるいは負担になると発言していました。判事も死刑執行人もこのような刑罰を科すことによって、非常に大きな負担を負うということが発言されています。

C氏は刑事司法に関わる人ですが、同様の話をしています。10年間のキャリアの中で1度だけ死刑判決を宣告したけれども、死刑判決を声に出して読まなければいけなかったことを忘れられないと言っています。心理上の非常に大きな影響を与えているとCさんは言いました。

Dさんは、死刑を実際に執行官がこの仕事により非常に大きな精神的な負担を負い、また衝撃を受けていると発言した。刑務所や判事を務めた人も同じような反応を示した

という発言がなされました。最近退職したアメリカ最高裁スティーブンス判事は、死刑は全く意味がなく、非常に残酷な刑罰であって、社会的にもあまり良い目的を達成するとは思えない。死刑に関わるのは実際には人を殺すことだとジョージア州の刑務所長が言っています。誰かを殺した場合、国家が殺すということであると、殺す人の存在があまり意識されていないけども、結局は殺人なんだと話されています。カリフォルニア州のサンクインティン刑務所の所長の言葉ですが、やはり死刑は人を殺すことなので、無実の人も殺すようなことも可能性としてあるから、間違っているという発言がありました。政府につきつけられている問題点は、このようなことです。国家がその役人に対して、その人たちにとって非常に負担になることをやらせてよいのか、と。もちろんやりたくないことをやらなければならないこともあるでしょうが、その理由が十分にあれば、そういったこともあるでしょうけども、死刑は私の限界を超えています。死刑は国際的にあまり人気がない制度ですので、ぜひ日本にも死刑にさよならを言っていただきたいと思います。

＜木谷明／弁護士 元判事 元法政大学教授＞「日本の裁判官の目から見て、死刑は未来の日本にあるべきものか？」

弁護士の木谷と申します。歳はとっていますが、まだ弁護士登録をしてからまだ2カ月びったりで、新米ほやほやの弁護士です。私は2000年5月に退官するまで約37年間刑事裁判官を務めておりました。それにもかかわらず裁判官在職中に死刑事件を担当したことがございません。死刑求刑自体がありませんでした。私の同僚には1年間に2件も3件も死刑判決をしたという者もありますから、私のような者は大変珍しい、まあ幸運な存在であります。私は、冗談に心がけのいい裁判官のところには死刑はこないんだぞと言って友人に威張っておりました。死刑求刑に当たらなかったせいで在官中は死刑問題について突き詰めて悩んでこなかったというのが正直なところです。かつて最高裁判事を務められた団藤重光博士は、裁判長として死刑事件について上告を棄却決定した際に、傍聴席から「人殺し」と叫ばれたことが契機で、死刑問題を深刻に考えるようになったと述懐しておられますが、私にはそういった機会もなかったのです。その後、法科大学院の教授に就任しまして、死刑問題について改めて考える機会を与えられました。その結果、現在では死刑問題に関する私の考えは固まっております。内閣府の調査によると日本では国民の8割以上が死刑存置に賛成していると言われております。しかし私は、死刑は1日も早く廃止されるべきであると考えております。その理由はこれまで述べられたことと大部分オーバーラップするんですけども、私の言葉で一応ご説明させて

いただきます。

まず1つの理由は、残酷で野蛮な刑罰であるということです。最近、大阪の裁判員裁判で絞首刑の残虐性を指摘する憲法違反の主張が出されました。それに対して裁判員を含む裁判所はこの主張を排斥しました。死刑を存置する以上、多少の苦痛はやむを得ないというのがその理由であったそうであります。弁護人側は絞首刑の執行によって時に頸部離断（首が離れてしまうことですね）が生じることは避けられないという事実の立証に成功したようですけども、違憲の主張を退けました。

最高裁判所もつい最近オウム真理教の事件の中川被告の上告、これも死刑の、絞首刑の残虐性を主張したものでしたけども、これを棄却しました。その理由は、絞首刑は憲法の禁ずる残虐な刑罰に当たらないという昔の大法廷判例をそのまま踏襲したものでした。

以上の経過ですから、とりあえず死刑が憲法違反の残虐な刑罰に当たるかどうかという点は、一応議論は別にしておきます。しかし私は残虐な刑であるかどうかは別にしても、少なくとも残酷で野蛮な刑罰であることは否定できないと考えています。それは国家が正義の名の下において行う殺人であります。生きている人間を殺す殺人行為が残酷でないとか、野蛮でないというのは困難です。それは未開社会においてならばともかく、文明国、それも21世紀の日本社会に似つかわしい刑罰でないことは、はっきりしています。死刑を執行される際の死刑囚の苦しみは、多少の苦痛というようなものでないことは明らかですし、死刑判決を受けた後、いつ執行されるかわからない死刑囚の苦しみがどれほどのものであるかも、考える必要があります。

次は言い渡す側および執行する側の苦悩との関係であります。現実に刑事裁判で被告人に死刑を言い渡す場合の悩み、ストレスがどれほどのものかは、自分で経験していない以上、想像上のものでしかありませんが、それが深刻なものであることは容易に理解できます。特に長期間の審理によって被告人の人格や犯行の動機、背景などが明らかになるにつれて、犯行自体は凶悪であるけれども、人間としての被告人を憎み切れなくなる、そういう場合があります。そういう事案において裁判官が被告人に死刑判決を言い渡す場合の苦悩、ストレスというのは大変なものだと思うのです。私は死刑求刑事件こそ扱いませんでしたけれども、無期懲役求刑の事件は審理したことがあります。審理の段階では死刑か無期懲役か、求刑がどちらかわかりませんでした。その事件の被告人、幼少期に十分な教育を受ける機会がなかったためと思われますが、人格がいびつで現実にも酷いことをしていました。法廷でも自分勝手に無茶なことばかり主張していたように思われます。ただ事実認定上も問題がありまして、審理にはかなりの期間がかかりました。そして長期間、法廷で被告人と相対してしていると次第に、被告人の人格や考え

方も理解できるようになりました。無茶な弁解をする被告人ですが、多少人間としての気持ちが通い合うような面が出てきます。そうこうしているうちに被告人に対する同情のような気持ちにまじって、かわいいという気持ちさえ出てきます。これは不思議な感情で、そういう関係になった後にもし被告人に死刑を言い渡さなければならなかったとしたら、裁判官として相当悩み、苦しんだらろうと思います。幸いにしてこの事件は弁解の一部が認められまして、無期懲役の求刑に対して懲役18年という判決を言い渡して確定をいたしました。ですが、その事件を通じて死刑問題の重さを垣間見た気持ちがいたします。

他方、死刑を執行する役割を担う刑務官の苦悩は、言い渡す裁判官のそれに劣らないと思います。刑務官は、毎日死刑囚と顔を合わせ、その世話をやくわけですから、そういう行動を通じて自然と、被告人と人間としての感情の交流ができてきます。死刑囚の世話をしていた刑務官が、ある日突然、その死刑囚の命を絶つという行動にでなければならなくなるのです。このような立場に立たされた刑務官の苦悩は、執行の作業がリアルで生々しいため、想像を絶するものがあります。それはある意味で、言い渡す裁判官のそれより、何倍も大きいとも考えられます。死刑はこういう裁判官、今後は裁判員も含みますが、裁く者、刑務官の苦悩の上に成り立つ制度であります。それは果たして、そこまでして維持しなければならないものでしょうか。この点について私は疑問をもっています。

次は、刑罰の目的との関係であります。つまり死刑は、刑罰の目的の1つを完全に放棄する刑だからであります。刑罰の目的は直接的には犯した行為に対する応報であると考えられていますが、他方で刑罰を通じて被告人を教育し、社会適応性を獲得させるという目的ももっているはずで、死刑以外の他の刑罰ではこの2つの目的を両立させることができますが、死刑は被告人の存在そのものを抹殺するものであるため、教育目的を全うすることができません。

しかし、刑事裁判官としての立場で考えてみますと、最大の問題は冤罪との関係であると思います。この点は団藤重光博士が死刑廃止論の中で最も強調しておられる点ですが、私もまったく同感です。冤罪があり得るからという論拠に対しては、いくつかの反論が考えられます。それは死刑に限らないではないではないか、という反論。その次に、日本の刑事裁判は慎重に行われているから、冤罪など起こらないのではないかという反論。さらにCとして、それなら、冤罪でないことがはっきりしている事案に関しては、死刑を言い渡してもいいじゃないかという反論です。しかし、いずれも間違っております。死刑に限らないという反論についてですが、確かに死刑以外の刑罰の場合も冤罪は起こり得ます。そしてその場合に、被告人が多大の損害を被るというのも、反論の言う

通りであります。しかし他の刑罰の場合には、まだ多少は救い、償いようがあります。ところが死刑の場合だけはどうにもなりません。死刑を言い渡された者は、いつ死刑を執行されるかわからないのですから、死刑執行後に冤罪と判明した場合には、遺族にいくら補償しても、取り返しがつかないことは明らかであります。

冤罪が起らないのではないかという反論。日本の裁判ではしかし、そう言いますけれども、それこそとんでもない間違いであります。かつて死刑を言い渡された死刑囚4人に対し、次々に再審が開始され、無罪判決が言い渡されたことは有名な話です。最近でも死刑事件ではありませんが、足利事件の菅家さんはDNA再鑑定の結果、全くの無実であることが明らかになりました。続いて布川事件でも再審・無罪判決が確定。その後、福井事件、大阪の東住吉事件で再審が開始されました。名張の毒ぶどう酒事件ではつい最近、奥西さんに対する再審開始決定が取り消されましたけれども、この事件の第一審判決は無罪で、その後の経過をみただけでも、この事件に冤罪の疑いがないと言えないことは明らかであります。奥西さんの場合は、事件後50年を経過して既に大変な悲劇が起こっておりますが、しかし、冤罪を叫びつつ死刑を執行されてしまった飯塚事件の久間さんの場合と比べれば、まだ救いがあります。久間さんは、足利事件の菅家さんと同じ、科警研によるDNA鑑定が決め手となって、死刑判決を言い渡されたのですから、それだけでも、冤罪の疑いが高いのです。ところが足利事件の再審事件で検察庁がDNA鑑定に同意したちょうどその頃、同じ庁舎内にある法務省は飯塚事件の久間さんに対して肅々と手続きを進め、刑を執行してしまいました。私は、法務省が足利事件の成り行きを知らなかったとは考えられません。この措置に対しては、一人の国民として、満腔の怒りをもって抗議したいと思っておりますが、それはそれとして、久間さんは、足利事件の成り行きを知って、自分についても再審の道が開けたと希望を抱き始めたと思われるので、その段階で死刑を執行されるとは、夢想だにしていなかったはずですよ。そういう中で、ある日突然、刑場に引き出されて執行されてしまった久間さんの恐怖、驚愕、無念さは想像を絶します。

冤罪でないことが明らかな事件では、死刑をすべきだとの反論も間違っております。結論からいうと、この議論は明らかに死刑制度がある以上は間違いのない事件では死刑、証拠が微妙な事件では無期懲役という使い分けをすることを意味するのですが、それは理屈にあわない。証拠が不足して有罪認定ができなければ無罪にするべきですけども、事実認定は微妙だけどまだ合理的な疑いまでは達していないと裁判官が考えた以上は、そのことを理由に死刑を回避することはできないからです。そういう事件で合理的な疑いはないが、万に一つの誤りはあるからという理由で死刑を回避するというのを認めると、合理的な疑いという概念が、死刑とそうでない事件で、別々になってしまい相当で

ありません。

最後に、死刑を存置すべきだという最大の論拠は、死刑の犯罪抑止力と被害者感情の満足であります。しかし死刑に犯罪の抑止力があるということは、未だ実証されていません。残るのは被害者感情の満足という点だけですが、凶悪犯人によって最愛の人の命が無残に奪われた被害者遺族の無念さ、それを前提とする苛烈な遺族感情は、同じ人間として、もちろん理解できます。遺族が八つ裂きにしてやりたいと叫ぶ気持ちも、痛いほどよくわかります。しかし、殺されたから殺すという論理で、いつまでも進んでいて良いというのでしょうか。原始社会、未開社会であればともかく、私たちは文明国日本、21世紀の日本に住んでいるのです。そういう成熟した文明社会において刑罰についてだけは、未開社会のそれと同じことを行うというのは、果たして合理性があるのでしょうか。以上の理由で私は、未来の日本において、死刑は一日も早く廃止されるべきであると考えております。

＜ヴィーダル・ハルヴォルセン　オスロ大学法学部犯罪学・法社会学
科准教授＞「死刑は道徳的に持続可能か？」

ノルウェーと日本の対話ということで、お招きいただきました。私たちの目の前で起こっている、あるいは今話している考え方についてお話したいと思います。持続可能な刑事司法という言葉は、持続可能な開発乃至発展という言葉に由来し、非常に影響力のあるブルントラント委員会が、1987年に報告したものです。ハーレム・ブルントラント氏は、ノルウェー首相を務められ、私たちの共通の未来について持続可能な開発というのは、現在の世代のニーズが、将来の世代のニーズを阻害することなく、満足させられるというふうに定義されています。母なる自然を次の世代に手渡す、同じ姿で引き継ぐという考え方が現れています。ここから世代間の公平という考え方が問われています。

この委員会ではまた、世代の中での公平にも目を向けました。持続可能性の3つの柱という考え方を打ち出しました。ある社会で持続可能かどうかは、その社会の中での再分配が関わってくることが言われています。刑事司法制度では、平等は重要な概念です。ウィルキンソンとピケットの共著による書籍（2009年）から引用した統計情報によりますと、ノルウェーと日本は同じグループに属します。公平性あるいは平等を継続する方法はいろいろありますが、最も豊かな20%（日本やスウェーデン、ノルウェーが属する）は最も貧しい20%のどのくらい豊かなのかということで見ると、最も裕福な20%は最も貧しいグループの4倍くらい豊かである。1つの重要なインパクトとして、これがいろいろな社会問題と非常に強い相関関係がある。日本や北欧の国々、ヨーロッパの国々

は所得の格差が少ないということで、この指標の中でも、下の方に位置付けられています。そういった国は例えば平均寿命ですとか、薬物の乱用、殺人事件、そういった社会的問題も少ない。殺人率をもう少し細かく見てみますと、同じような傾向が読み取れます。収入の格差が少ない国は殺人事件、殺人率も低いという強い相関関係が見てとれます。ノルウェーと日本は同じグループに属し同じような状況にあります。ノルウェーと日本には非常に多くの共通点があり、このような格差が少ないだとか、殺人率が低いというのも、1つの共通点です。

刑事司法制度の持続可能性を考える上で、信頼性というものも非常に重要な要素です。非常に強い相関関係が信頼と平等感にあるというのが見てとれます。信頼は重要な要素です。例えばアメリカでは1990年代にO. J. シンプソン事件というのがありました。映画のスターであり、アメリカンフットボールの選手が元妻とボーイフレンドを殺したという事件がありました。圧倒的に強い証拠がシンプソン氏の有罪を裏付けるような証拠があったのですが、結局無罪となりました。けれどもこの結果について関連して言えることですが、アメリカにおいては、少数派の人種に属する人たちは警察を信用していません。そして陪審員も警察を信用していなかったということで無罪になったということが言われています。

誤判は冤罪で無罪の人が有罪になってしまう場合と、有罪なのにそれが責任を問われない、その刑責を問われないという意味もあります。もちろん無実の人が有罪になってしまう方がずっといけないのですが、その逆の方の誤判というものもあります。ということで、平等性（☆信頼性）というものも非常に重要な観点であります。

持続可能でない司法制度ということで考えてみますと、例えばアメリカの収容人口が非常に高いのは、一つ持続可能でない制度として挙げられると思います。日本やヨーロッパは、被収容者の人口に対する率が低い国々との対比はあきらかです。アメリカで受刑者の数が増えたのは、特にアフリカ系アメリカ人です。経済的に見ても持続可能でないということが言えます。正義というのは平等性ということと非常に強く関連づいていますが、正義を表現する方法、刑事司法制度を表現する方法はいろいろあります。正義の女神は目を隠されていて計りをもっています。目が隠されているというのは知識がないことではなく、公正さが保たれているということを表しています。正義はバランスがとれていなければならないということで、天秤の均衡がとれた状態にならないといけないということですね。均衡性という考え方も強く強調されています。これも刑事司法制度の中の非常に重要な原則です。常に尊重されているわけではないのですが、刑事司法制度の中でも均衡性は、犯罪に見合った刑罰ということで、強調されています。

刑罰制度はどうすれば正当化できるのか。2つ考え方があります。

1つ目、刑罰を犯罪の防止、抑止として見るという考え方。この中には2つの要素があります。必ず刑罰を受けるという確定さ、確実さと厳しさという2つの要素を考えることができます。考え方としては犯罪がより重大であれば、刑罰も重くなければならぬですし、犯罪が軽いものであればそんなに重い刑罰であってはいけないということになります。これは犯罪防止ということで法を順守する人たちが悪い人たちに対して与える罰として捉えられがちです。この考え方は誤っていると思います。というのは、われわれ市民としては、公平な自由な市民ですが、弱い存在でもあり、間違いを犯します。罰というのは一種の抑止力であってほしいわけです。有名なユリシスの中にもできますけれども、その危険な領域に足を踏み入れた時に自分の誘惑に打ち勝つことができるように、という一節が出てきます。私も刑罰に触れることをしないように自ら誘惑に打ち勝たなければならないのです。この抑止というものを考える時にそれを他者に適用されるのではなく、自らに自分たちがコミュニティの一員としてどういうふうに当てはめるものなのかと考えることが適切だと思います。

もう1つの理念は、懲罰は応報という考え方があります。西部劇映画でよく出てきます。時には応報は一種の復讐として描かれることもあります。何か非常に酷いことが過去にあって、この一匹オオカミが自らの手で復讐を遂げようとするわけですね。これは確かにパワフルなことで、ある意味正義がなされたと言えるでしょう。しかしここで重要だと思うのは、復讐は個人的なもの、私的なものだということで、懲罰はそうでないということです。釣り合い、均衡というものがありますが、釣り合いのとれた懲罰を与えるかということを考えなければなりません（この映画は、ヨーロッパの映画監督によるものですが、日本の偉大なる黒澤明監督の影響を受けていました）。懲罰は応報であるとする源がここに 있습니다。日々、懲罰はあるべきであるとする人は多いと思います。それは犯罪を減らすためにも必要ですし、またもうひとつの正義が行われるためにも懲罰が必要であるし、そしてまた懲罰は応報であるとする人も思うのです。

ではどのように正義を行うのでしょうか。例えば77人を殺害した事件に、どのような懲罰がもたらされるべきなのでしょう。この残虐行為が行われた後、ブレイビクの父親が「彼にとって必要なことは自殺をすることだ」と言いました。これも非常に強い調子の発言です。父親が息子について言ったのですから。しかし、死刑以外の道はないという声も上がっていました。本能的にはそういった気持ちをわれわれももっているかもしれない。ここまで残虐なことをしたのだから、市民はあのようなことをした人間に対して死を賜るべきではないのか、そういう本能的なものはあります。しかしその本能があったと、この厳罰を求める声もあったとしても、やはり死刑を刑罰として下す義務はないわけです。われわれは過ちを犯す可能性のある制度のもとで生きているのですか

ら。間違いを犯す可能性というのは潜んでいるのです。

ここに2つの問題があります。道徳的な釣り合いとそして死刑。われわれは本能的には死刑を支持したいという気持ちがあるかもしれないけれども、市民としては、死刑判決を下すことは正義ではないと。

それでは将来、殺人を犯す可能性のある人間に対して抑止効果として死刑は必要なのか。これに対する答えは、ノーだと思います。(☆)日本とノルウェーは、統計で見てもほかの国よりずっと高い平等性のあるグループに属しています。日本は死刑についても、われわれと同じグループに属するべきではないかと私は考えています。

◇(2つだけ質問。1つは木谷先生にお答えいただくのがいいと思いますけれども、死刑と、死刑事件とそれ以外の事件とで手続きを変えるという意見がある、と。例えばアメリカではスーパーデュープロセスという考え方があるようだけでも、そのような制度を日本でも導入するのはいかがかという質問。次は、ヒューイトフェルト裁判官に対する質問。ノルウェーでは裁判官は刑罰や刑事司法制度について在職中にどの程度自由に意見を表明することができるのか、と。日本では退官しなければほとんど意見を表明することはない。)

<木谷先生>

そういう法制度を採用すべきかどうかについては考えたことはありませんけれども、少なくとも現在行われているように、この事件について検察官が死刑を求刑するのかどうかというのは論告の最後までいかないとわからないというのは、やはり問題ではないかと思っています。死刑を求刑するというのであれば、より早い段階で明らかにして、そのつもりで被告人も審理に応じる、弁護側もそのつもりで審理に応じるとした方がいいのではないかと考えております。制度を改正すべきかについて、私は十分な意見を固めておりません。

<ヒューットフェルト>

ノルウェーの判事としてそのようなことは考えたこともありません。けれどもちょっと考えてみて、ノルウェーの判事のほとんどは、法律だとかそういうものにある程度満足していたのではないかと思います。おそらく、今回のあの事件については刑罰を引き上げるということに同意する人が多いと思うのですが、これはストールベルグ氏にも聞いてみたいところです。

それから意見を自由に言えるのかどうかに関しては、もちろん刑罰を低くするということに関しての方が言い易いというのはあると思います。ノルウェーの判事があまりに

も刑期が短いというようなことを言った場合、その犯罪者自身が驚いてしまうのではないかと。基本的に量刑の環境が今は昔と比べ厳しいということがありますが、それでも緩やかな方向にもっていくほうが厳しい方向にもっていくよりも簡単だと思います。

◇（私自身はもし質問の時間があればハルボーセン教授に質問したい。社会的経済的条件ではノルウェーと日本は非常に似ているのに、ノルウェーと日本の世論は死刑制度について反対側にある。日本とノルウェーの政治家は死刑制度について全く対極的な見解をとっている。なぜこういう違いが生じるのか。私も法社会学者ですので、この問題に取り組んでいかなければいけないと思っています。）

セッション 4 『日本およびグローバルな視点から見た日本の刑事司法制度』

＜浜井浩一／龍谷大学大学院法務研究科教授＞「日本社会のコンテキストにおける死刑犯罪への恐怖，そして司法への信頼」

龍谷大学の浜井です。スライドを出して、日本の今の状況、死刑をめぐる状況、治安の問題、死刑をめぐる世論、刑事司法の信頼という調査を最近やっているもので、その観点から日本とヨーロッパ、ノルウェーとの比較をちょっと考えて、日本のどこに問題があるのかというのを少しサジェスションできればと思っています。日本では、特に殺人ですけれども、戦後最低を毎年更新し続けているということで、この統計には未遂を含んでおりますので、既遂で見るとですね、特に被害者の数というところで見ると、最近20年間でもかなり減少してきて、2010年には傷害致死を含めて437人という、おそらく戦後最低を記録している。これは暴力犯罪一般に、ヨーロッパと比較した場合のいわゆるコンタクト・クライム、暴力犯罪というのがどの程度おきているのかということを、国際比較で、被害者調査という調査を使って行ったものです。ご覧のように日本は、他のヨーロッパ諸国と比べても、ものすごく低いレベルで発生している。なぜこのように犯罪が減少しているのかということについては、様々な説があります。ノルウェーの例を使わせていただきますが、犯罪のピーク、人口1000人当たりの検挙人員というのを見たものですが、それぞれの年齢ごとにどれぐらいの犯罪が発生するか、犯罪というのは各年齢で様に発生するものではなくて、だいたい15歳から25歳くらいまで、その後どんどん犯罪をしなくなっていく。ノルウェーの統計は、なぜか49歳までしかないのですね。これは50歳以降に検挙される人がほとんどいないということです。

これが日本の状況です。ノルウェーの状況と比べてみました。まあ若干の違いはあり

ますけども、若年層にピークがきて、段々減少していくというところは、非常に共通しています。ただ、減り方の具合とか、パターンが若干日本の方が違います。だから例えば総犯罪数というもので、例えば被害調査で、ノルウェーと日本を比較した時に、日本の方が、犯罪被害率が低いというのはかなり早くにピークが来て、20歳前に非行がおさまっていくというのが非常に大きな原因なんですけども、ただノルウェーと日本の大きな、日本にとって良くない違いとしては、ノルウェーの場合はだいたい30歳を過ぎると、ほとんど犯罪から足を洗っていくという傾向が見られるんですけども、日本は、いったん減り方は激しいですが、その後30歳を過ぎて以降に、最近では上昇傾向が見られる。30歳を過ぎると、歳をとればとるほど犯罪をしやすくなっている。

日本の犯罪が、特に凶悪犯罪と言われているものなんですけども、1960年くらいがピークにあって、現在が最低を記録している最大の理由は、この人口ピラミッドの変化です。罪質によって多少の違いはありますが、犯罪のほとんどは15歳から25歳ぐらいまでに起きます。ここから人は生活上落ち着いていって犯罪をしなくなる。1960年、最も日本が、犯罪が多かった時代ですけども、その年齢層の人たちがやっぱり圧倒的に多い。これが2010年になってくると人口ピラミッドがこのように変化してくると、少子化によって犯罪が減っていく。これが日本の出生率です。特に窃盗系の犯罪がそうですけども、出生率をだいたい右に15年あるいは14年右にずらすと、だいたい日本の検挙人員に一致するという傾向が見られます。その一つの証拠として、成人について人口1000人当たりの検挙人員というものを示したものです。人口1000人に占める高齢者、段々、段々平均年齢が上がっているの、平均年齢が上がるということは、つまり犯罪をする若年層が減って、犯罪をしない中高年層が増える。1950年代から減少傾向にある。最近さきほど言ったように、30歳を過ぎたあたりからまた逆転現象が起きているという部分があるので、そこでこの部分ですね、下げ止まりになっている。

これは殺人を年齢層別に見たものです。日本でなぜ殺人がこんなに減ったのか（水色のところですね）、だいたい20歳から24歳ですけども、このあたりの年齢層による殺人がものすごく減っていることが大きく影響している。ただ、それだけではなくて、窃盗と違って殺人はめったに起きませんので、人口10万人当たりを見たものなんですけども、まあ人口10万人当たりでみてみても、段々、段々若年層中心に人を殺さなくなっている。1970年代の20代と2005年の20代とでは3倍、1/3以下になっていますかね、殺人者の発生率は。唯一増えているのが団塊の世代の人たちですね。60代。団塊の世代の人たちが入ってくると、そこだけちょっと犯罪が増えるという現象が、起きているということになります。

このように、日本では特に暴力犯罪を中心に凶悪な暴力犯罪ですけども、犯罪は減少

傾向にあるという中で、刑罰が重くなっている。今日は誰も、日本で有名な死刑が、特に憲法36条ですかね、死刑が残虐な刑罰であるかの最高裁の判決です。その最高裁の判決、1948年の判決ですけども、そこで一応、死刑は残虐な刑罰に当たらないというふうに判断されたんですが、補充意見の中に、ただ年がどんどん進んでいって日本の社会が高度に発展していって、犯罪が減っていけば別な解釈、つまり死刑が残虐な刑罰だとの解釈もあり得るのではないかという意見をおっしゃっておられる判事の方がいらっしゃいます。先ほど見ていただいたように、この判決がでた当時から殺人の数というのは1/3くらいになっている。被害者の数はもっと減っている。というのは1960年代は、一家皆殺し事件が非常に多かった時期ですので、被害者の数というのはもっともっと相当数に上ります。そういうふうな時代において死刑が廃止されるどころか、どちらかというと強固に死刑を維持しようというふうな動きが見られるという、ひとつの矛盾ですよ。デーヴィッドが言ったように、近年、死刑の判決が増えているし、執行数が一時的に増えていたという現象があります、殺人が減っているという中で、ですね。これは最近10年間に限ってですけども、いわゆる死刑囚ですね、確定死刑囚の数も年々増えているという状況ですよ。厳罰化に関しては殺人の場合には死刑だけではなく無期の可能性もあるので、無期の場合は、無期の新確定受刑者の数は増えている。その一方で仮釈放になる無期刑の人たちはものすごく減っている。ということで年間100人ですかね、2008年、2007年くらいには年間100人の無期の新確定があった年に、新規の仮釈放がゼロという年もあったりする。ということで現在ではですね、日本の無期刑はですね、ほぼ終身刑ということで運営されている現実があります。

刑事司法の抱えるもう一つの問題ということで、日本とノルウェーは非常によく似ているという話がでていましたけども、全く違う部分だけを強調してみましょう。これは、一般刑法犯の検挙人員の年齢別構成比を20歳以上、成人だけで見たものです。ご覧になってわかるように、60歳以上の高齢者の数がものすごく増えて、なおかつ30%に近付いている。少年を除いていることを頭にいらしてくださいね。少年も入れると15%くらいになりますけども、成人だけで見ると、つまり実刑対象を成人だけで見ると30%に近付いていると。こんなことはですね、先進国の中では、まあアメリカが増えている。増えていると言っても、せいぜい10%にいくかどうかですね、それも50歳以上で、というレベルで、こんな状態になっているのは日本だけです。ノルウェーと実数で比較してみると、左側がノルウェーですね、右側が日本ということで、ノルウェーは60歳以上、もう見えませんよね。皆さんの席から全く見えませんと思います。日本の場合、各年齢層でみると60歳以上が一番多かったりすると、最近はですね、そういう状況と。結果として、60歳以上の新受刑者の数というのはウナギ登りに伸びている。受刑者自体は、公

判請求が減っているのでも2006年頃から減少傾向にあるんですけども、高齢受刑者に限っていえばその後も、上昇して今ちょっと横ばいになっているということです。こんな国は、先進国では、何度も言いますが、日本だけですね。結果として、高齢者が日本の刑務所で亡くなれると。刑務所で亡くなる高齢者もものすごい勢いで増えていると。

ひとつの面白い、興味深い点というのですかね、殺人事件の被害者が減少するほど、厳罰化を望む世論が高まっていくという現象が、日本では見られます。これが先ほどみた殺人ですよ。そしてこれが1956年から、死刑を支持するかどうかという政府の統計を見たものです。ご覧になってわかるとおり、殺人の減少と共に死刑を支持すると、残すべきだという人が年々増えていると。これは私が2006年と2011年に5年間のインターバルで行った調査です。確かにこの間ですね、若干死刑を支持する人が86%から80%、81%と減ったんですけども、死刑を廃止すべきだという人が6.0%から2.8%に減っている。ということで増えたのはどちらとも言えないという人が増えた。死刑廃止運動は、事件がどんどん減っている、殺人が減っているという状況の中で一向に盛り上がらない。

交通事故についても最近、日本では話題になっているので見ておくとですね、交通事故についても増えていると思うかという、60%以上の人が、70%弱ですかね、増えていると思うと、実は減っている。これが交通事故による死亡者の数ということで、そこに書いてあるのが、危険運転致死傷罪が導入された年ですね。ここだけクローズアップすると減っているように見えるんですが、実はその前からずっと減り続けていると。ということで現在はこの時代から見ると半分以上に減っているという状況の中でもっともっと刑罰を拡大するべきだと、重くすべきだという議論がしきりに、特に関西のテレビとか言われているという状況。これもひとつの矛盾ですよ。

最後にですね、最近私がロンドン大学と一緒にヨーロッパ・ソーシャル・サーベイというのに参加してやっている調査しているものがあります。これは刑事司法の信頼調査といわれているもので、EU28カ国とそれから日本との比較ということです。このテーマは、持続可能な刑事司法とはということで、ひとつの答えとして仮説としては、刑事司法の本来あるべき姿というのは警察、あるいは裁判所、刑事司法に対する信頼性が高まる、刑事司法の公正性であるとか刑事司法が自分たちの価値を体现しているという信頼性が高まることによって彼らの権力行使が正当化される。そして権力行使が正当化されることによって刑事司法に対する一般市民の協力的な態度が得られて、ひいては遵法精神、つまり犯罪が減っていくと。そういうのがひとつのあるべき姿です。これは仮説です。その観点から質問が作られていて、これはですね、警察をどの程度信頼しているかと。本来期待されている役割から考えて、よくやっていると思うかどうかというのを

見たものですがけれども、最後にロシアを入れてちょっとコントラストをつけているんですが、他の特にノルウェーなんかと比較すると警察がいい仕事をしているという人の数っていうのはかなりノルウェーなんかより低くなっています。で、これは警察から呼び止められたことがあるかということですけど、日本で警察から呼び止められる時って職務質問くらいですよ。そうすると怪しいと思われた時だけで、結果として当然呼び止められた時の警察の対応はどうだったかという非常に不満だったという人が多い。ま、これは呼び止める時のですね、状況っていうのはおそらく他の国と日本とで違うだろうと思います。

それから警察がどの程度、一般市民に対して敬意ある態度で接しているかどうかということについても、まあロシアよりはいいんですけどね、まあフランスよりいいって言ってもいいかな、他の北欧先進国と比べると相当数悪くなっている。これは正当性に関する質問です。つまり、信頼があって警察に対して一定の正当性を認めている場合には警察の対応が、たとえ自分の意見と違ってそれに従うべきであるというふうに見えるだろうと。それに対して比較したものです。ノルウェーが黄色で、日本が赤ですけど、この場合も皆さん頭の中で考えていただければおわかりになるように、日本はやはりすごく低い。気に入らないこと、わからなければ従わないというふうに考えますし、特に北欧先進国ではそういうふうには考えないと。これはどのくらいですね、自分たちの価値、警察は自分たちの価値を守っているかということですけども、ロシアよりは高いけども他の先進国よりは低い。これはどの程度、賄賂をもらっているかということですけども、で、警察の信頼度はすごく低いのかと言いますと、警察の方がいらっしゃるとあれなので、日本の行政自体の信頼度が低いですね。なので、行政全体の中だけで、日本の中だけで見ていきますと、警察の信頼度はどの程度、賄賂が必要かということですけど、大学の先生よりマシだったりするというわけですよ。それからこれはですね、ワールド・バリュー・サーベイと言われているもので、やっぱり警察の信頼度は、私の調査と同じように48%くらいです。だから他の国に比べると非常に低いですが、日本国内で見ると、労働組合、行政、大企業、国会なんかより遥かにマシであると。警察の弁護を少しだけしておきたいと思います。

裁判所についても、実は信頼度はそんなに高くない。これは裁判所が本来期待されている役割を果たしているかどうかと聞いているんですけど、ロシアに次いで低い。これは裁判所がどの程度ですね、客観的な証拠に基づいて偏見なく公平な判断をしているかというのを10点満点で評価してもらったんですが、ノルウェーに比べると、1ポイント以上低いと。ということで、ロシアより若干高いだけということになっています。これは裁判官がどの程度賄賂をもらうかというもので、全くもらわないとは日本は必ずしも

思っていないですね。ノルウェーよりちょっと高い。これもあまりいい結果ではないですね。

刑罰に対する態度は逆に重たい。同じ犯罪で、25歳で侵入盗2回目の人にどういう刑罰がのぞましいかと聞くと、実刑が望ましいという人が他の国よりも日本は遥かに多いし、どのくらいの刑期がというのもすごく長い。結果として、日本の場合には市民がどのくらい警察あるいは裁判所に協力するかというと、犯人の特定にあたって進んで協力しようと思うという人はロシアに次いで低いですし、裁判で証言しようという人はさらに低いというということで、ですね、仮説は逆の方向で一応証明されているんですね。警察や刑事司法に対する信頼が低い。低いから彼らの権力に対する正当性も低い。だから積極的に協力しようとは思わない。もうひとつ厳罰化要求は高いということです。

なぜこんな問題ができるかということを様々考えてみると、やはり知らないということが多い。日本の特徴として、わからないという回答が非常に多いという部分があるので、これはさらに詳細な分析をしていかなくてもなりませんけども、やはり信頼を得るためにはですね、まず知って関わってもらおうということですね。刑事司法というのは自分たちと違う世界であるとか、犯罪者というのは自分たちとは異なった人たちであるとか、知らないでそんなふうに思っている人たちが日本の場合たくさんいる。結果として、信頼できない。人間は知らないものを信頼できないですからね。刑事司法の場合も寄りしむべし知らしむべからずという、日本でよく使われている方の意味の方ですけれども、そういう態度がある。ということで、この辺をリテラシーという観点からやっぱり直していかないと、基本的な社会状況としては、経済状況とか犯罪の状況とか日本とノルウェーは非常に近いわけです。で、近いにも関わらず、厳罰化の世論ですとか、政治家の態度であるとか、そういうものがものすごく違うというのは、おそらく市民とこういった刑罰、刑事司法との関係というのはすごく遠い、これは政治家も含めて遠いんだと思う。こういったことをきちっと近づけていく、そういったことをきちっとしていかないと、犯罪とか刑罰はテレビの中で起きる話ということになれば、当然のことですけども、先ほどデーヴィッドが指摘したように同じような事件が日本で起きたときに、やっぱり同じような態度、ノルウェーのような態度はとれず、同じような態度が起きてしまうのではないかというふうに思われます。

<デイヴィッド・ジョンソン>「日本を地域的及びグローバルなコンテキストで見たとき、死刑は持続可能か？」

またお話しさせていただきます。日本における死刑ということについて何度か話をし

たこともありますし、アメリカで同じ話をしたこともかなりあります。アメリカの平均的な大学での講義で、日本であれアメリカであれ、麻原彰晃が死刑になった方が良いかどうかということを聞いてみると、もちろん犯罪の詳細だとかについて話した後ですけども、生徒の大多数が両方の国でイエスと答えます。麻原は処刑されるべきだと答える。犯罪そのものがあまりに凶悪だからです。またその刑事責任も大きいと思われるからです。麻原だけでなく12人のオウムの死刑囚についても、合計現在13人、死刑が確定した死刑囚がいますが、その人たちについて聞いても同じ答えが返ってきます。麻原彰晃は処刑されるべきかというのは、これは良い質問、フェアな質問だと思います。関心をそこに向け、よく考えることができるからです。でもここで2つ、考えていただきたい質問があります。これを考えるとまた違った考え方を死刑についてできるのではないかと考えています。

1つは、個別の加害者、犯人についてではなくて、制度そのものについてです。個別の犯人について聞いてみると、道徳的に均衡がとれているのかということが直感的に本能的に特定の犯罪については死刑しかないと考えてしまいます。それより低い、軽い刑であると犯罪に見合わない、あるいは価値観に一貫性がなくなってしまうと考えてしまいがちです。もちろん殺人を予防するというのは重要な価値観ですけども、その個別の事件ではなく、制度そのものについて考えていただく質問をしたいと思います。質問をゆっくり言いますので、通訳がちゃんと訳せるように質問をゆっくりきいてみます。制度を死刑制度というものを構築し、それが非常に稀な、そうするのが正しい結果だけをもたらすということであれば、そういう制度を構築することは可能でしょうか。もう一度繰り返します。まず死刑制度を構築することは、そもそも可能なのか。そしてこの死刑制度のもとでは無実の人やそれに見合わない人を巻き込むことなく、そのような死刑制度を構築することが可能なのか、ということを考えて見ていただきたく思います。この質問を深く考えてみていただきたいんですね。私の経験では、このような質問について考えてみると、制度として死刑制度というのは非常に問題があるという考えがでやすくなります。麻原彰晃を処刑するかという問いに答えるよりも問題点が見えてきます。これはアメリカでも日本でも死刑というのは実際に処刑される段階で考えてみますと、非常に多くの問題があります。様々な問題、例えば人種の問題、階級の問題、ジェンダーの問題、地理的な問題、それから幸運さ、タイミング、それから気まぐれさだとかそういった様々な要素、問題が関わってきます。先ほどの講演者の中で、特に元判事の本谷さんも非常に良い発言をされていました。私と同じような枠組みの中で話されていたわけではなはいと思うのですが、非常に良い発言がありました。繰り返しになりますが、死刑制度が制度として機能するのかどうかを考えていただきたいと思いま

す。先ほどの質問の中で考えていただきたい。

この質問について考えてみると、アメリカと日本の制度の中で考えてみると通常答えはノーで、そのような制度を構築することは不可能との答えが、多くの場合、返ってきます。私は制度としての死刑には反対です。もちろん道徳的な観点から麻原のような人物を処刑するというのは感覚的にわかるというのはあります。

あともう1つお聞きしたいんですが、死刑制度は私たちにとって何をするのか、私たちに対して何をするのかということを考えていただきたいと思います。死刑について考える場合、私たちのために何をしてくれるのかと考えることが多いと思います。けれども、このふたつの質問というのはかなり違うと思うのです。私たちのために何をしてくれるのかということを考えると、例えば一般予防ですとか、あるいは被害者の満足のためだとか、あるいは道徳的な均衡を保つためとか、あるいは報復、応報のためだとかという答えが返ってくると思います。こういった考え方については問題があるんですね。死刑制度は私たちのためになること、私たちにとって良いことであると考え、そのこと自身も問題ですが、少し時間をおいて、もうひとつの質問、私たちに対して何をするのかということも考えていただきたいと思います。死刑制度をもつことで私たちに何をしてくれるのか、特に私たちの法的な価値観について、これがどんな作用をするのかを考えていただきたいと思います。

色々な意味で死刑は、私たちがもつ価値観、重要だと大事だと思う価値観を損なっているのではないかと思います。ひとつその例を挙げます。私たちの多くが一貫性ということを重要視すると思います。すなわち、同じ犯罪者、同じような加害者であれば、同じように処遇されるべきだと思うと思うんです。Xさんは死刑だけれども、犯罪者Yは死刑ではない。でも2人がやったことは同じ、ということであつたらどうでしょう。オウムのことを考えてください。13人が死刑確定となりました。けれども死刑判決を受けていない人もいます。同じ責任を償うべきですけども、林郁夫被告のことですが、千代田線に乗ってサリンをまきました。そして彼がやったことの結果2人死亡なり、231人が重傷を負いました。彼の場合は無期懲役でした。なんでなんでしょう。一体これは何なんだろう。林は無期懲役、なのに他は死刑、なぜなのか。私の感覚からいくと、2つをわける線というのはないと思うのです。その意味で私たちが一貫性と呼ぶ価値に対して死刑制度はダメージを与えていると思います。

もう1つの例を考えてみましょう。個別化ということです。誰かに刑罰を与える前、特に厳しい罰を与える場合は彼らが何をしたのか、そして人として彼らがどんな人なのかということを十分知っておくべきだと思うのです。深くその事案について理解し、人間についても理解する。罰を与えようとしている人について理解することが必要だと思

います。

去年、この大学（青山学院大学）で10カ月過ごさせていただきました（客員研究員として滞在したことを指す。）。過去2年間ですね、実は。そのうちの1つ、やったことの1つは死刑事件の傍聴をするということでした。3つの事件の傍聴をしました。検察官が死刑を求刑した事件です。そのうちの2つについては東京の伊能和夫の事件でこれは死刑になりました。そしてもう1人は千葉の堅山辰美の事件でした。（☆彼も死刑となりました。）これについて裁判員がこの2人の人間に死刑を宣告した時、彼らはこの2人について人間としてどういう人だったかあまり知らなかったと思うのです。裁判の中であまり注意しませんでした。どんな人生を歩んできたのか、いったいどうしてこんなことになってしまったのかということについてはあまり審理がされませんでした。ですので、このような意味においても死刑を存置しておくことそのものが、そしてそれを実現していくということ、それをさらに私たちの価値観と合致するようなことで、これは個別化とも関係してきますけども、それは非常に難しい、そして不可能に近いと思います。その意味で死刑というのは私たちに対して特定のことをしてきていると思っていますし、これが居心地の悪さを生みだしています。

ここにおいでの方々は同意してくださると思うのですが、死刑を行うとすればそれは慎重に注意深く行わなければならない。この前提に抽象的な言い方ですが反対される方はいらっしやらないと思います。しかし今日、日本で死刑制度があって、たとえ多数決をとって5対4であっても、4人が反対をしても5人が賛成すれば死刑判決をくだすことができるのです。9人がいる中で半数に近い方々が反対をしても、この死刑判決をくだせると。これは十分に慎重な態度と言えるのでしょうか。あるいは前の方もおっしゃいましたが、日本では検察官は法により公判が始まる前に自分が死刑を求刑するのかどうかを言う義務がないわけです。その結果、弁護側はどういったものの相手をして対応していかなければならないのかということが全くわからないのです。つまりこれはもし死刑事件だとわかっていればそれ相応の対応ができるのに、それができない状況にあるわけです。これで果たして慎重に注意深く死刑を考えているということが言えるのでしょうか。他の事例をどんどん挙げていくこともできます。しかし重要なことは、死刑はわれわれに影響を与えます。われわれの価値観、法的な価値観、司法の価値観に影響を与えます。それをわかったときにわれわれは非常に違和感をもつわけです。ですから皆さんにもこれをぜひ考えていただきたい。これは何も麻原彰晃のことだけではなく、死刑という制度だけではなく、この死刑を存置するということがわれわれに何をしているのかという、ここを考えていただきたいのです。

結論として申し上げたいのですけれども、この持続可能性ということのテーマです。

この持続可能とはどういうことでしょうか。私は専門家ではありませんけども、おそらく2つの意味で持続可能性を語ることができます。ひとつは、何かが持続可能ということとはそれを長い時間留めておけるということです。そしてもうひとつ、何かが持続可能という場合、それを保全しながらも自然の資源を枯渇させることがないという意味です。結論として申し上げたいのは、この両方の意味において、私が考えるだけでなく私は切に希望するわけですけども、日本の死刑制度が持続可能なものでないことを希望します。世界を見渡していただければ、ひとつのよくある死刑のパターンというのは、どこでも見られますけれども、死刑が減少しているということです。ヨーロッパでもそうです。南米でもそうですし、アフリカでもその通りです。その他のアメリカの州でもそうですし、アジアでも同様のことが起きています。ちょうど昨日のことですけども、ジャパンタイムズの新聞を読んでいました。ここでの記事でとりあげられていたのは、去年7月ベトナムの共産主義の全体主義的な体制が死刑のやり方を注射によるものに変えたということが報じられていました。ベトナムではもうここ10ヶ月間1件も死刑を執行していないのです。これは大きな変化です。かつては最先端にたって、北朝鮮、中国、ベトナムとアジアの中でも最も積極的に死刑を執行していた国です。ひるがえって日本の歴史を見てみると、ご存知のように長期にわたっては死刑の執行は確かに減ってきました。浜井さんもおっしゃいましたけども、直近で、ここ数年で死刑の執行は増えております。しかし長期に渡って見てみると、日本では長期に渡って死刑の執行は減少していたのです。1950年代には年々25件の死刑が執行されていました。80年代には1.5件になりました。94%の減少だったわけです。30年間で94%という減少ぶりだったわけです。

もし私がお尋ねした3つ目の問い、死刑がわれわれに何をするのかということをもう一度考えてみますと、皆さん同様、私も将来を予測することはできません。しかし私の希望としては、私の感覚としては、いつか日本の中でも多くの方が現実に目覚めて死刑というのは彼ら自身、彼らの文化或いは価値観自身に影響を与えると。そしてそれは好ましいものではないということがわかりいただけるのではないのでしょうか。それは新聞の報道やメディアでも時々とりあげられますし、そうした行いが決して外から見て評判の高い行いではないことに気づかれるのではないかと思います。

さて直近で死刑の執行が減少してきたのは、1つには人権擁護の流れによったものともいえるかもしれませんが。これは人権の問題なのです、司法制度の問題ではありません。こういった形で死刑というものをとらえれば、死刑というものはやはり減少していく方向にあります。私はこのような枠組みが少しずつ日本にも浸透してきているのではないかと思います。いずれこのような枠組みが、重要性を増すのではないかと思います。これはいつそうなるかは、予想はできません。しかしいずれはそうなるのではないだろう

か、そして私の希望ではこの人権という枠組みと政治的なリーダーが前面に立つということ、これは日本では今まで死刑の問題に関して起きたことがないのですが、この2つが組み合わさることで、このようなシンポジウムの形も借りつつ、恐竜の様な古い時代の考え方から脱却することができるのではないかと期待しています。どうなるかわかりません。問題は日本の政治家、日本の指導者はどこを向いているのかということです。日本は歴史の中では優れた指導者がたくさんいました。明治時代も戦後も。しかし死刑の問題に関してはただひたすら失敗を重ねてきたように見えます。制度としての死刑について問いかけることをせず、また国民に対してこの死刑がわれわれに何をしているのかということ問いかけることもせずきたように思います。5年10年後に再びこのようなことを問いかけずに済む日がくればと念じています。

◇（浜井さんに対する極めて具体的な質問が2つあります。1つは、少年による殺人が減っているのは、浜井先生によれば少年の人口そのものが減っているからだということですが、人口比で見ても少年の殺人率は減少しているのではないのでしょうか。ですので、少子化以外の要因も関与していると考えerべきではないのでしょうか。2つ目、浜井先生の報告によれば刑事司法への信頼度が高ければ国民の遵法精神が高まるということのようですけれど、日本では刑事司法への信頼が低いのに犯罪が少ないというのはその仮説に矛盾するのではないのでしょうか。）

<浜井教授>

今日は時間がなかったのであれですけど、最初の質問に関しては、皆さんのプログラムの中に私の本（浜井浩一『持続可能な刑事政策』現代人文社2012年）のチラシが入っていて、第5章で少子高齢化の持続っていうところで、一定の答えを出しています。時間もないので、それを読んでいただきたい。現在と1960年代では殺人を犯している20代前後の人口の層っていうのかな、若干、質が違う。

もう1点は、確かにその通りです。あの仮説でいくと日本の犯罪率は高くなりなくちゃいけないけども、その部分だけ日本に当てはまりません。現在私がデータを分析している最中ですけども、それについてひとつの仮説には過ぎない。もうひとつここで指摘しなかったデータとして、「警察がどの程度犯罪者を捕まえられるか」という質問があって、それに対して日本はそんなには低くないんですけど、やっぱり高くもないんですね、別の国に比べて。別の質問で「悪いことをすると捕まって罰せられると思いますか」という質問があって、これに関して、日本は極端に高い。他の国と比較して極端に高くなっています。だから警察への信頼度というのは別に、警察の検挙率への信頼度とは別に、悪いことをすると捕まって罰せられるというふうに思っている人がたく

さんいて、これが少ない犯罪率につながっていると仮説がたちます。ただそれがどうしてなのかということについて今分析している最中なので、まあこうご期待ということです。それから警察の信頼度についてはちょっとデーヴィッドが何か言いたいことがあるということなので。

<デイヴィッドジョンソン>

浜井浩一先生のプレゼンテーションは非常に面白かった。他の各国と比べて法に対する信頼度が低かったという結果でした。これを見た時なるほどねと思いました。1つにはオウムについての資料をこのシンポジウムのために見返していて、日本の警察がいかにお粗末だったのかということのを思い出したからです。坂本弁護士が1989年に殺されました。妻と子供が殺されました。横浜の彼の家において、彼らをその手で殺したのです。注射をすることで。そのうちの1人がオウム真理教のバッジを現場に落とした。警察がそれを見つけたんですけども、オウム真理教の関係者の逮捕はなされませんでした。これは地下鉄サリン事件の6年前の事でした。同様にサリンガスのリーク、サリンガスが実際に使われたことが他の場所で色々ありました。やるべきことをやっていなかったと思いますし、パフォーマンスといいますか、結果をきちんと出していなかったと、成果を出していなかったと思うのです。警察に対する信頼度がもっと低く出るのではないかと思います。

パネルセッション

◇（ビル・リチャードソンさんは、様々な公職を経験されて、最もよく知っているところでは、米国の元国連大使、ニューメキシコ州の元知事です。）

<ビル・リチャードソン 元アメリカ国連大使・元ニューメキシコ州知事>「変化の速度」

（地震があって会場が揺れた）地震はもうこれで終わりですかね、だといいいんですけど。次は、本当に素晴らしい皆さんのお話を聞いた後で政治家の話です。政治についても言及があって政治が問題だという声もありましたけれども、まずはノルウェー王国政府に対して感謝を申し上げたい。そしてスペイン、スイスの政府、その他の支持グループ、国際的な取り組みについて私自身の経験、ニューメキシコの知事としての経験についてお話をさせていただきたい。29年間、私は公職を経験してきた。その間、私はずっ

と死刑を支持しておりました。最後に知事になって、死刑廃止法案に署名をして、死刑を廃止した15州、当時15州（今は17州になりましたけども、数は増えているわけです）にニューメキシコは加わったわけです。私はクリントン政権の民主党のメンバーで、刑罰は厳しく、厳罰化と叫んでいたわけです。その頃は、ニューメキシコには死刑を待つ死刑囚はあまりなかったので、あまり大きな問題ではなかった。一番大きな問題というのは、飲酒運転による死亡事故をいかに少なくするかということだったので、この死刑廃止の法案というのが私の知事最後の年にあがってきたわけですが、そこで私はこの件について勉強いたしました。でも政治家としてではなく、問題に取り組みました。そして再評価が必要だと思ったのです。理由はまずひとつ、この無罪放免になる、例えば130人の方が、この数年間で、アメリカで、冤罪で死刑囚になったけれどもDNA検査などから容疑が晴れたということがありました。冤罪があることがわかった。では、この州の制度というのはどうなっているのかと、どうやったら誤判を、あまりにも多い誤判を防げるのかと思った。国連大使としていろいろな国（実は日本にも10回目ですね）を旅して、非常に多くの国、例えば200カ国のうち140カ国では死刑制度がない、または執行を停止しているということに気づきました。その数が年々増えている。そして死刑執行しているのは北朝鮮、イラン、ベトナムという国で、われわれの思うところのモデル政府ではなかった。なぜわれわれはそのカテゴリーに入っているんだろうということを考え始めまして、国際的な人権ということを考えますと、アメリカがそちらのカテゴリーに入ってしまうのは問題だと思ったわけです。

3つ目の理由としては、私のローマ・カソリックの大司教ですね。私は模範的なカソリック教徒ではないです。でもそのニューメキシコのカソリック大司教と話をして思ったんです、死刑はいけないと。そこで法案がきまして、ニューメキシコの議会の上院といたたものを通過して私のところにきました。そして死刑は廃止すると。でも無期懲役（終身刑）、無期刑、仮釈放のない無期懲役ということが書かれていました。私は最終的に署名をしたわけです。そのあとからいろんなことに招待されるようになりました。ずっと政治家として活動していたのですけども、態度をシフトした。アメリカも変わってきている。世界も変わってきている。ですから日本もシフト、変わってほしいと思っています。別にここで抗議をするわけでもなく、プレッシャーをかけるつもりもないのですけれども、どうして国際的に考えて、われわれ全てが対話を行って、この問題に取り組まなくてはいけないかという理由を説明したいと思います。

私は、ICDP（死刑廃止国際委員会）を代表してこちらに来ております。2010年10月7日に、スペインのマドリッドで設立されました。スペインのイニシアティブの結果、世界的な死刑廃止の風潮を強化しようとする動きがあったわけです。ルイス・アロヨ・

サパテロ氏が委員長で、人権の専門知識を持ち、世界の死刑廃止に取り組む13名から委員会は構成されています。元大統領や元首相、私は知事ですが、あと何名か知事もいます。先ほどから私は政治家だと言っておりますが、それは誇りに思っております。10回選挙も経験いたしました。そして投票してもらったわけです、有権者から。そして大統領にもクリントン氏、オバマ氏のせいで、大統領選の出馬はうまくいかなかったんですけども、その他についてはうまくいったと思っております。この委員会の活動は死刑廃止を推進する各グループからの支持や資金支援によっているわけなんです、この新グループにはアルジェリア、アルゼンチン、ドミニカ共和国、フランス、イタリア、カザフスタン、メキシコ、モンゴル、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、南アフリカ、スペイン、スイス、トーゴ、トルコから構成されておりました。感謝をしたいと思います。特にノルウェー王国の政府にも感謝を申し上げます。この悲劇的な事件の後、非常に進歩的な対応をされたということは素晴らしいと思います。そして法務大臣、政治家であるわけですけども、彼の言葉に打たれました。先ほどの警視正の方にも非常に心を打たれました。非常に耳を傾けるべき説得力のある議論だったと思います。なぜこの問題を見直す必要があるのかという説得力のあるお話だったと思います。

ニューメキシコは、今は死刑を廃止している州は17州ですけども当時は15州でしたが、コネチカットが最近になって加わった。次のステップというのが重要です。というのはカリフォルニア州ですが、11月の大統領・州知事・下院の選挙の日にあわせて死刑の廃止についての投票があります。非常に票は割れると思います。(☆) 廃止に反対、つまり死刑に反対でした。日本では80%、85%が死刑を支持しているとのことですが、だからこそ政治家も躊躇しているのかもしれませんが、この法案に署名をした後、数カ月たつとかなり変わりました。58%が私のした決断を支持すると変わったのです。ですので、国民、住民の考え方というのは少し変わりました。劇的に変わったわけではありませんでしたけども。

世界人権宣言を採択してから60年経ちます。死刑廃止に向かうトレンドというのが非常にクリアです。死刑廃止を求める声というのは少数派ではありません。148カ国が、世界の2/3カ国が廃止をしたということが既に明確になっています。これは国際委員会でもよく言及されていることですが、そのスタッフがこちらに来ていますのでもしご質問があればお答えいただけたと思います。また田鎖麻衣子さんにも、今回の来日でお礼を申し上げたいと思います。今後、ミャンマーやキューバに行って、国連総会での決議の結果を変えたいと思っております。最近のアムネスティ・インターナショナルの死刑に関してのレポートによると、グローバルでの廃止に向かう傾向というのは益々強くなっています。2011年、死刑を執行した国の数は20でした。これは2010年に執行した国

の数である23と比べるとこの傾向が強まっているのがわかると思います。最も死刑の執行数が多いのはアジアで、中国がほとんどを占めています。けれども過去10年間に渡って中国政府は死刑相当の犯罪を改正し、死刑を実際に行うことについてより厳格に適用するようになってきました。そして手続き的保障を強化させ、実際に処刑がされる数は減ってきています。OECD 諸国の34カ国の中にある国で唯一日本とアメリカだけが死刑を今でもしています。アメリカの州の中にはまだ死刑をしている州があります。37州がまだ死刑を存置しています。2011年には43の死刑執行がありました。けれども私の国でさえ死刑に依存するようなことから離れてきています。その他の例えば仮釈放なしの終身刑だとかその他の代替的な死刑に代わるような刑罰に移行してきています。死刑判決の数は毎年減ってきています。過去5年の間にコネチカット、イリノイ、ニュージャージー、ニューメキシコ、そしてニューヨークが死刑を廃止しました。オレゴン州は死刑の処刑に関してモラトリアムをしています。先ほどお話しした通り、11月にはアメリカの最大の州であるカリフォルニアがこの件について投票します。カリフォルニアはトレンドセッターとみられますので、非常に重要で注目されることです。死刑廃止の要求が一般の人からくるといのは非常に可能性が低いでしょう。デイヴィッド・ジョンソンから非常に良い言及がありました。政治的なリーダーシップが必要です。日本でのヒーローは誰なのかという話がありましたけれども、2人いらっしゃると思います。平岡元法務大臣、そして杉浦元法務大臣にぜひ賞賛の拍手をお願いしたいと思います。このような政治的なリーダーシップというのは、民主国家において必ず実現されるものと思います。当然、暴力的な事件が増えるだとか、また遺族の感情、報復感情についての懸念というのがあります。これはよくあることです。この国際的な委員会のメンバーであるフランスのロベール・バタンテールはフランスで法務大臣をしていた時、死刑賛成の国民的な傾向に関わらず死刑を廃止しました。世論でこのような刑罰が好まれる場合であっても、私の経験から言いますと、廃止することは可能です。カナダ、フランス、ドイツ、英国、そして17のアメリカの州でも死刑廃止に踏みきることができました。世論が死刑を支持していても、です。もちろん死刑に値するような犯罪もあります。連続殺人者だとか子供の殺人者、テロリズムというのはたしかにあります。死刑に反対することで、このような犯罪を良しとするわけでは全くありません。また殺人事件の被害者の苦しみを和らげるということでもありません。でもここでの課題というのは、死刑の野蛮さや残酷さを使わずに、きちんとした行動がもたらされるようにできるかどうかということだ、と思います。国際的なトレンドは死刑廃止に動いていますが、少数派はまだまだ死刑を存置しており、日本もその少数派に属しています。けれどもアメリカもその少数派ですが、この少数派というのは益々少数派になっていくでしょう。日本

の友人の皆さまにぜひお伝えしたいのは、これは皆さんが決定すべきことだということです。けれども対話がなければならぬし、政治的なリーダーシップも必要です。少なくとももっと情報公開が必要でしょう。実際に処刑される人、その家族に情報を提供し、この野蛮な行為をより平和的にしていく必要があります。でもそれは答えではないのです。答えというのは廃止、またモラトリアムという代替的な措置もあります。国連総会の中でも言われていることです。また仮釈放のない無期懲役という代替刑もあります。けれどもこのような意思決定というのは政治的なリーダーシップが必要ですし、またその中には国民も関わっていなければなりません。アメリカと同じように日本も今岐路にたっています。死刑への道をこのまま行くこともできますが、その場合そのお仲間というのはどんどん減っていくでしょう。それとも廃止の道を歩むのか。国家による殺人が行われぬ、そしてよく発達した刑事制度をしていくのかという岐路にたっています。

ではここでまとめに入ります。死刑は、一時期はよく使われていましたが、今は使われていません。拷問と同じように、死刑は、非常に残酷で非人道的であり、品位を損なうものであると受け入れられるものと思います。処刑に対するモラトリアム、そして日本の中でも、総合的な検討を行っていき、死刑に代わるような刑罰についても検討されることを望みます。日本は、非常にダイナミックな民衆でありますし、経済的にも大国であります。非常に大きな貢献を開発途上国にもまた国連制度にもされています。実は私、元アメリカ国連大使として日本が安全保障理事会の常任理事国になるべきだという提案もしました。ここでぜひ、死刑制度を廃止するコミュニティの一部になる時期ではないでしょうか。

◇ (パワフルなメッセージをいただきました。日本社会に対して、特に政治家に対してリーダーになるべくパワフルなメッセージをいただきました。ありがとうございます。)

<クヌート・ストールベルグ 国会議員・元法務大臣>

ありがとうございます。簡単に申し上げたい。多くの方々が非常に重要な議論のポイントにさしかかっていると思います。ほんのいくつか振り返り述べたいと思います。

浜井さんがおっしゃいました。私たちは死刑制度はいらないのだと言われました。これはまさにノルウェーで議論が行われている最中であります。その議論というのは政府が将来どんな制裁を科すべきなのかということです。議論が行われているさなかなのですが、どんな効果が期待できるのか、犯罪発生率にしても、またこのことが人々にどんな影響を与えるのかということも、話し合われています。何か今までと変化がでてくるのか。ノルウェー側のスピーカーの何人かは昨年われわれが何をしてきたかについて話

をしました。私にとっては非常に変化を起こすということ、そして人々の態度を変えて司法制度がうまく機能していることを示すということが重要だと思っています。どこで効果が見られるかということを決めることも重要ですけども。

2点目に、われわれは保守主義を回避しなければなりません。つまり犯罪行為、あるいは犯罪にまつわる政治の暗い側に光を当てすぎることは、回避しなければならない。例えば飲酒運転に関してはどうでしょうか。ここには、非常に多くの若い命が飲酒運転で失われました。家族にとって大きな苦しみをもたらしました。しかし回避するのは、非常に簡単なことです。リチャードソンさんは、改めて飲酒運転のことを振り返ってくださいましたけども、これもよくあることですね、アメリカでも。この声を出さない一言についても考えなければいけません。それから女性、それから子供、家庭内暴力で苦しんでいる女性の子供はどうでしょう。どうして警察や或いは検察官がここで存在を示し、より強い強制力を示さないのでしょうか。ノルウェーではこういったことを「日々起こるテロリズム」と呼んでいます。(☆)最後に政治家は人々にどういうことを考えているかということをよく尋ねるわけですが、ジョンソンさんがおっしゃったように、これについては彼の・・・が非常に優れていたと思います。つまり死刑があなたの方のために何かしてくれたのではなく、あなた方自身に何をもたらすのか、何をするのかというこの問いです。私自身考えてみましたが、このことが政治家にとってはうまくいく代替策を探さなくてはいけないという方向性を占めているのではないのでしょうか。リチャードソンさんの言葉でいえば、やはり対話をしていくことが必要だと。そして政治的リーダーとの行動をとるよう促していくことが、重要だと思います。ありがとうございました。

<平岡秀夫 衆議院議員・元法務大臣>

今日ですね多くの方々が死刑問題についてお話をされました。私も共感を覚えること、意見を同じくすること、たくさんございます。私自身の経験といいますか、これまでであったことについてお話をしてみたいと思います。

先ほど、リチャードソンがバダンテール司法大臣の話をされました。確かにフランスで死刑を廃止した時の法務大臣はバダンテールですけれども、あれはミッテラン大統領が本当に主導権をとってやった。つまり一国の法務大臣がいかに政治的なリーダーシップをとろうとしても、なかなかできない。政権のトップ、例えば韓国が死刑執行停止になっているのは、金大中大統領のリーダーシップ、フランスはミッテラン。今年、死刑廃止条約を批准したモンゴルでも、(Tsakhiagiin Elbegdorj) 大統領です。やはり政治的リーダーシップというものは、トップがいかにあるべきかということが、大事かという

ことを申し上げたい。私が法務大臣時代にしなかったことは死刑執行ですけども、私がしたことは本当に限られています。千葉景子法務大臣が、私の何代か前の法務大臣ですけども、今から数えると2年前までやっておられた法務大臣。彼女が死刑を執行した後に、法務省の中に死刑のあり方についての勉強会というのを作りました。この勉強会は法務省の中だけの勉強会、しかし場合によって外部の方も呼んでの勉強会。外部の人を呼んだ時にはこれはマスコミにもオープンにして、できる限り多くの方々に知ってもらおうという勉強会でした。しかしですね、私もそれを何回かやりましたが、大学教授を呼んでマスコミオープンでその勉強会をやっても、本当に残念なことに、一行たりとも報道されませんでしたね。こんなことでは、国民的議論は起こせないと私は思ったので、ぜひこれは外部の有識者の方が集まる勉強会、あるいは研究会というものを作らなければいけないと思って、その行動を開始したんですけども、残念ながらその行動を起こしている中で、今年の1月13日、私の誕生日の1日前ですけども、法務大臣を退任することになったわけでございます。それはそれとして、私は政治家です、法務大臣終わった後に私の選挙区に帰って色々な支持者の方々と話をします。ものすごく反発が多いですね。平岡さん、なぜあなたは法務大臣の時に死刑を執行しなかったのですかと。今まであなたを応援してきたけれどももう応援するつもりはない。これを随所で言われますね。私はもしかしたら次の総選挙の後には政治家ではなくなっているかもしれない。そういうくらい、やはり一般の国民の皆さんの感情というものは、日本の国民の感情というものは、死刑に対する支持というのがすごく強いことを、私は身をもって体験をさせられた。

しかし私がやってきたことは何なのかというと、私は死刑廃止ということをいきなり訴えたわけじゃない。先ほど言ったように、死刑廃止というためには、時のトップが判断をして、進めていかなくてはならないということですから、まずは国民的議論をすることが大事であると思いました。なぜか。日本では死刑についてほとんど世界の潮流を知らない。世界がどう動いているかということを知らない。私がOECD34カ国の中で死刑が残っているのは日本とアメリカだけですよ、アメリカでもコネチカット州が入って17が死刑廃止されてますよって言っても、えー、そうなんですか、知らなかったというような話ですよ。そういうふうに、死刑の世界の潮流がどうなっているのかということを知っている日本国民は知らされていない。さらに日本の死刑がどのように執行されているかということについても、ほとんど情報が出ていませんから、知らないんです。先ほど麻原彰晃の話がありましたけれども、いま麻原彰晃がどういう状態に置かれているのか、このことを知っている人、どれくらいおられるでしょうか。私は実は今だから言いますが、麻原彰晃が入っている拘置所に行って、見て来ました。だけど、こ

の情報を話すことはたぶん守秘義務に反するので話しちゃいけないのかもしれませんが。だからもっと死刑問題についての情報を国民がもっとしっかり知ることが、第一に必要なことだと思いました。

それからもう一つ。なぜ日本で死刑を廃止するということをできないかと言いますと、一番最後に来るのは被害者感情だと思います。被害者の方々の感情を考えた時に、あんな悪いことをした人をどうしてそのままにしておいていいのかという、被害者の方が語られることもあれば、被害者のことを思って語る人もいます。これが大きな問題だと思いますけども、私、いろいろ考えたんですけどね、なぜ死刑を廃止しなければならないかということの究極の説明はなんなんだろうかと。先ほど来から誤判の問題とか、あるいは人権尊重とか人権擁護とか。私は今の日本の社会を見て、思うのは、いかなる場合でもいかなる組織も人を殺してはならない、それが正義だ。そしてそのことは国民ひとりひとり、人間ひとりひとりもそうです。そして国もそうです。だから人を殺したからあなたは裁判で人を殺されてもいいというのは、人を殺してはならないということに反している。国だって、どんなに悪いことをした人でも殺さないんだから、あなただって、あなたが人を殺しちゃいけないんです。最後の究極の説明というのはそこに来るんじゃないかと。いかなる人もいかなる組織もどんな場合でも人を殺してはいけない、これが真理であり、正義だ。このことを皆がした時に、正義を達成するにはどうしたらいいんだろう。このことを考えていくんだろう。ひとりひとりに対しても、あなた人を殺しちゃいけませんよ、なぜなら人を殺すのはいけないことだから、もしどんなに悪いことをしたって国だってあなたを殺したりしません。まあ処罰としての終身刑なり、懲役刑なり、そういう処罰は受けるかもしれないけれども、人を殺すことはいけませんよ、ということが最後の説明なのかな、私は自分なりに納得できる主張というか考え方ではないかと最近ちょっと考えております。

杉浦正健元法務大臣、日本弁護士連合会の死刑問題に関する勉強をしている弁護士会のチームの皆さんと、明後日から、韓国に行って、韓国で死刑執行停止が今や15年目に入っているということでございますので、韓国がどういう状況になってきているのかということを見てきて、さらにいっそう世界のことを国民の皆さまに知ってもらえるような努力をしていきたいと思います。

<杉浦正健 元衆議院議員・元法務大臣>

杉浦でございます。もうお時間も過ぎております。先ほどストールベルゲさんがこの会議のことをうまくまとめてくださいましたし、また平岡先生がおっしゃったことも、政治的立場は若干違うかもしれませんが、全く私も同意見でありまして、付け加えること

はございません。リチャードソンさんが最後におっしゃった結論になるように、日弁連の委員会の顧問ということをお任せしておりますので、皆さんと力を合わせて微力を尽くしていきたいというふうに思っています。

それにしても、情報公開が必要ですね。私も大臣になっても知らなかったですよ。知っていたのは、EUの加盟条件が死刑廃止だとかですね、金大中さんが停止したということくらいで、アメリカでこんなたくさんの方が実際に廃止しているなんて知りませんでした。一般国民なんて、ほんと知らない人が多いと思いますので、特にその点は平岡先生とも力を合わせ、日弁連の皆さんにも一緒になって、国民の皆さんに知っていただく努力をしたいと思います。

◇(シンポジウムの締めくくりに入りたい。レセプションがございますけれども、最初にリル・シェルディンさん。今回の会議の生みの親が、シェルディンさんの想像力でした。)

＜リル・シェルディン オスロ大学・ノルウェー社会科学研究所 (FAFO) 主任研究員＞

私のビジョンを支持して下さった皆さん、持続可能な刑事司法について考えを聞かせて下さった皆様、そして2つの個別の事案(オスロ＝ウトヤ事件とサリン事件)、あまり普段はお話をする事が無いことだと思います。ある程度であっても実現させたので、私は幸せに考えております。もしも皆さまが私の周りで支えてくださらなければ実現しなかったと思います。こちらの2人の先生方も大変尽力してくださいましたし、青山学院大学の皆さまにもお礼申し上げたい。ノルウェー王国大使館、全てのことに関わってくださいました。スピーカーの皆さま方、私のビジョンに参加をしてくださり、本当にありがとうございました。皆さんを助けて下さった1人の女性にもお礼を申し上げたいと思います。田鎖麻衣子さん、ありがとうございました。田鎖麻衣子さんに暖かい拍手をお送りください。急いで物事を進めておりますと、なかなか最後まで田鎖さんのことを触れなかったんですけども、本当にお世話になりました。もう一度ありがとうございましたと申し上げたいと思います。何かを社会の中で変えなければならない時は、多数の賛成というのは必ずしも必要ではないのです。この臨界質量が達成できれば(☆火がつけば)物事は変わっていく。徐々にでも構いません。いくつか選ばれたグループの中でその臨界質量が達成できれば均衡が変わっていきます。ですからその臨界質量に向かって少しずつ歩みを進めていきましょう。ありがとうございました。

◇(次のスピーカーは私の同僚・新倉教授です。シェルディンさんが私にこの企画を持ち込まれた時に、私がすぐに考えたのは、青山学院大学の誰に相談すればよいかということです。同僚でやはり刑事法学者の新倉教授に相談したわけです。そうすると、新倉

教授は大学のトップマネジメントをすぐに巻き込むことに成功して、それ以来、ロジスティックスのおそらく90%以上は新倉教授が担当されたと思います。本日も一番最初に登壇されましたけれど、その後は講堂の外で学生の部隊を指揮して、細々と仕事をされていたと思います。しかしこの刑事司法、とりわけ死刑問題については極めて関心、そして見識の高い研究者の一人ですので色々おっしゃりたいと思います。)

<新倉修 青山学院大学大学院法務研究科教授>

過分のご紹介ありがとうございます。大学執行部を巻き込んだという言い方をされましたけども、これは非常に不穏当な発言でして、大学の方は喜んで協力してくださったというのが実情です。私は今日はですね、ノルウェー政府が主にこれを開催するということに対して心から賛同して、できるだけ多くの人に対話の機会をもっていただきたいということで、ほんの微力ですね、私の力はこんなもんじゃないんですよ、ほんとは。次に期待したいのは日本政府の主催でこのようなことをノルウェーの人を招いて行いたいと思いますので、皆さん、引き続きご協力をお願いします。

<宮澤節生 青山学院大学大学院法務研究科教授>

宮澤です。皆さん既に5時間に渡って私の声を聞き続けておられるわけで、私としては、一言、ノルウェー政府と青山学院大学、そして何よりも今日、平日の午後にも関わらずご参集くださった聴衆の皆さんに感謝を申し上げたい。今後も、この問題については先ほど平岡元法務大臣がおっしゃったように、国民的な議論を巻き起こしていかなければいけないと思うんですね。何よりも情報提供が必要でして、全国民が自分の手で人を殺すという存在になり得るというものとして、死刑制度を理解してくれるように議論を起こしていく必要があるだろうと思います。